

第2期 あきる野市 子ども・子育て支援事業計画

裏白

はじめに

※市長あいさつ文の掲載

裏白

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の性格、位置付け	3
3 計画の期間	4
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 基本理念	5
2 基本的な考え方	5
3 基本目標	7
第3章 あきる野市の子ども・子育てをめぐる状況	8
1 人口の状況	8
2 将来人口	10
3 子どものいる世帯の現状	12
4 女性の就労状況	13
5 出生数の推移	14
6 未婚率の推移	14
7 就学前児童の人口と保育所等の利用状況	15
8 アンケート結果からわかるあきる野市の子育ての現状	17
9 第1期計画の進捗状況	29
第4章 あきる野市子育て支援施策の展開	38
1 計画の全体像	38
2 計画の体系	39
3 施策の展開	40
基本目標1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備	40
基本目標2 全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備	45
基本目標3 子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせる環境の整備	53
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業	58
1 提供区域の設定	58
2 幼児期の学校教育・保育	59
3 地域子ども・子育て支援事業	62
4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策	68
第6章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	69
2 進捗状況の管理	69

資料編.....	70
1 検討体制.....	70
2 あきる野市子ども・子育て会議条例.....	71
3 あきる野市子ども・子育て会議委員名簿.....	71
4 あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置要領.....	71
5 計画の策定経過.....	71

※アスタリスク「*」の添付されている語句は、各ページの下段に用語の解説を記載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況下において、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者の増加や児童虐待の深刻化、多様化する保育ニーズへの対応など、様々な課題があります。

こうした中、国においては、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度に基づき、子育てしやすい社会の実現に向けた取組が進められております。また、平成28年6月には「児童福祉法」が改正され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有し、子どもが権利の主体であることなどが明確化されました。

本市ではこれまで、平成22年3月に「あきる野市次世代育成支援行動計画」、平成27年3月には「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を進めてまいりました。

このたび、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状を踏まえつつ、これまでの取組の進捗状況を確認・検証し、あきる野市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進することを目的に、「第2期あきる野市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて、環境整備に取り組んでまいります。

主な政策動向には、以下のような内容があります。

●ニッポン一億総活躍プランの策定

ニッポン一億総活躍プランにおいて、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016 年度から 2025 年度までの 10 年間のロードマップを示した。

●児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じた。

●子育て安心プランの公表

国では、待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、2017 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、2018 年度から 2022 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿の整備を実施することとした。その後「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、これを前倒しし、2020 年度末までに整備することとした。

●幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年 5 月 10 日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律を成立させ、同年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化をスタートした。

●新・放課後子ども総合プランの策定

近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれていることから、「小 1 の壁」や「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を図り、一体型として 1 万ヶ所以上で実施すること、両事業を新たに整備等する場合、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指すこととした。

●子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和元年 6 月、子どもの貧困対策の推進に関する法律を改正し、目的規定に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することを明記した。また、基本理念に、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどを明記した。このほかには、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする旨等を明記した。

2 計画の性格、位置付け

本計画は、第1期計画策定以降の国の動向や社会潮流を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村計画」を包含した計画とし、「あきる野市子ども・子育て会議」において、委員の意見を聴取して策定しています。

また、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」や保健・福祉の上位計画となる「あきる野市地域保健福祉計画」の子ども・子育て支援の部門計画として、「あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）」や「あきる野市教育基本計画」など、子ども・子育てに関連のある計画と調和を持たせた計画です。

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

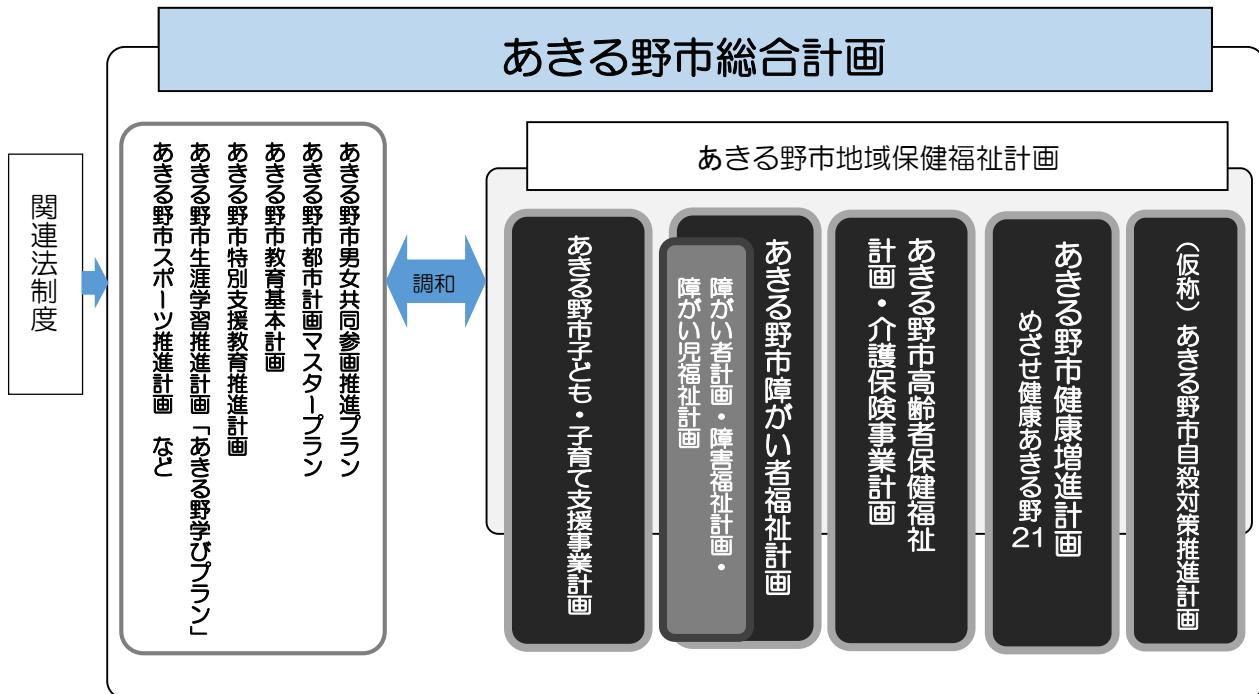
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

●子どもの貧困とは

日本における「子どもの貧困」とは、相対的貧困（国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯）にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指しています。

なお、本市では、経済的に困窮している家庭のみならず、何らかの事情により、養育環境が整っていない家庭の子どもも含むものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、毎年度、本計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検・評価し、必要に応じて改善していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あきる野市 子ども・子育て 支援事業計画										

第1期計画期間

本計画期間

子ども・子育て会議

第2章 計画の基本的な考え方

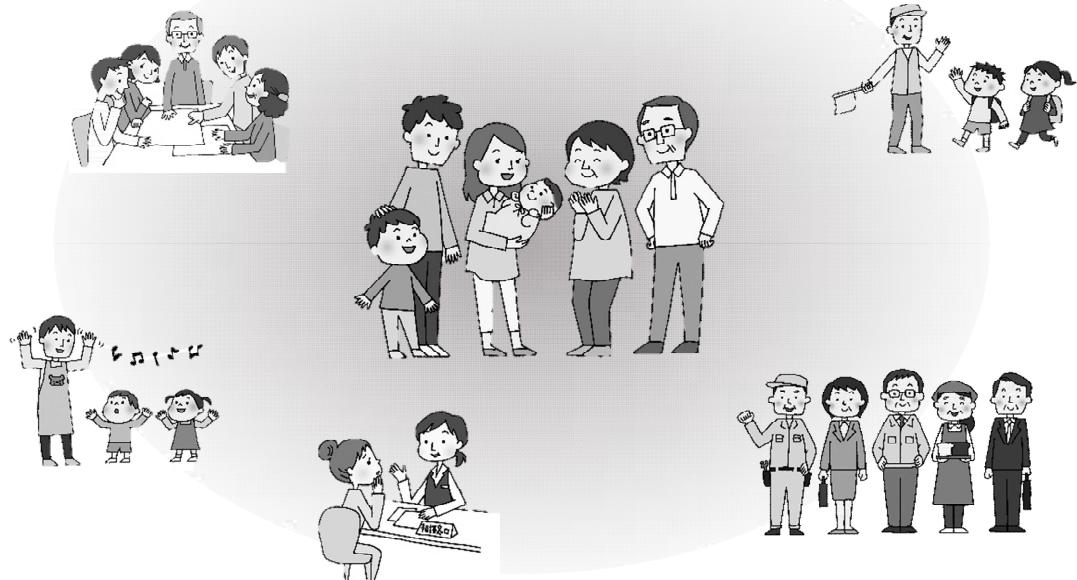
1 基本理念

第1期の基本理念を継承しつつ、近年の社会潮流や本市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状、これまでの取組の進捗状況を検証し、本市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を、より一層推進することを目的に基本理念を設定します。

**未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち
社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野**

本市で育つ全ての子どもが権利の主体として尊重され、本市の豊かな自然や文化と触れ合いながら、夢や希望を持って、のびのびと心身ともに健やかに成長していくために、また、子育てを担う保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を減らし、安心して楽しく子育てができるよう、社会全体で全ての子どもと子育て家庭を支えます。

本市に暮らす全ての子ども・子育て家庭が地域とのつながりを持ち、将来にわたり幸せに暮らせる環境を整備していきます。



2 基本的な考え方

1 全ての子どもが等しく質の高い幼児教育・保育や福祉を受けることができる環境を整えます

全ての子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、その現在及び将来が障害の有無や生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成されなければなりません。また、その意見が尊重され、等しく質の高い幼児教育・保育や福祉を受ける権利があります。そのため、全ての子どもが健やかに成長することができるよう、それぞれの子どもの状況に応じた環境を整えます。

2 全ての保護者が子育てを楽しみながら、成長できる環境を整えます

子育ての第一義的な責任者は保護者であることから、全ての保護者が子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じられるよう、子育てを通して親が親として成長することが重要です。そのため、保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、自己肯定感を持ちながら子どもと共に成長できる環境を整えます。

3 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます

核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、地域社会における人間関係の希薄化などが進んでいます。また、児童虐待や子どもを巻き込んだ痛ましい事件・事故なども大きな社会問題となっています。そのため、社会全体で“子は地域の宝”という観点で子どもと子育て家庭を見守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

3 基本目標

基本目標1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備

多様化する子育て家庭のニーズや潜在的な保育ニーズに応じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育を十分に提供できる環境を整備するとともに、幼児教育・保育の質の確保・向上への取組を進めます。

また、児童が放課後等を安全・安心に過ごせる環境を整備するとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な取組を進めていきます。

基本目標2 全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、妊娠・出産・子育てへの負担や不安、孤立感を軽減するための取組として、子育て中の親子の相互交流の場の提供や各種相談窓口の充実、子育て支援情報の提供などにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えます。

また、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができための取組を進めるとともに、女性の就業率の動向なども踏まえ、それぞれの家庭の状況に応じた支援ができるよう子育て支援体制の充実を図ります。

基本目標3 子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、 安全に安心して暮らせる環境の整備

子どもたちの未来を考え、子どもたちを導き守ることができる人材の育成を推進するとともに、子どもとその保護者が地域の人たちとの交流を広めることができる機会を提供するなど、全ての子どもが社会全体に見守られ、必要に応じて適切な支援を受けながら、いきいきと安全に安心して生活できる環境の整備を進めます。

また、子どもの権利擁護としての体罰によらない子育てが進められるよう取組を進めるとともに、関係部署・機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・対応を行える体制づくりを進めます。

第3章 あきる野市の子ども・子育てをめぐる状況

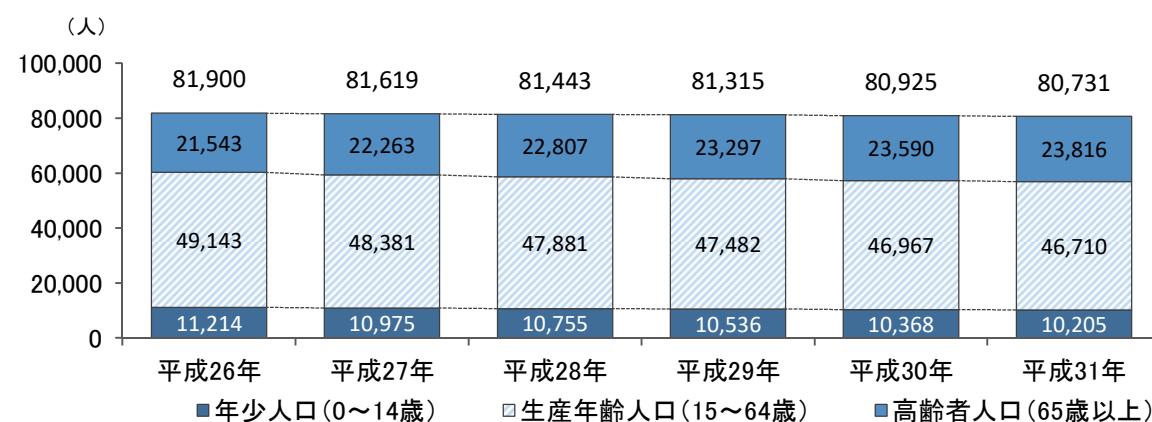
1 人口の状況

(1) 人口の推移

年少人口・生産年齢人口を中心に、緩やかに減少傾向

直近6年間の人口推移は、平成26年から平成31年にかけて緩やかに減少しており、平成31年には80,731人となっています。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いている。

■総人口（年齢3区分別）の推移



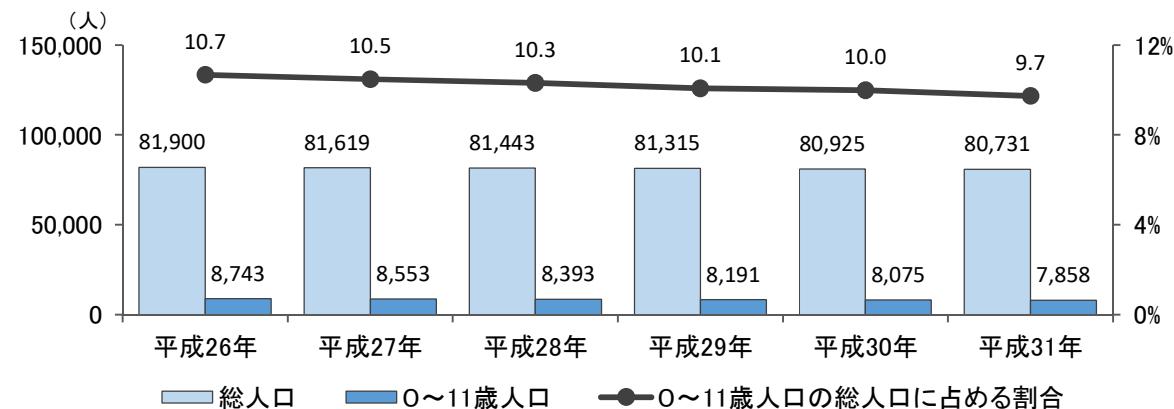
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 総人口に占める子どもの人口推移

総人口に占める0～11歳の子どもの数は減少傾向

総人口に占める0～11歳人口の割合は、平成26年から平成31年にかけて減少しており、平成31年では10%を下回っています。

■0～11歳人口と総人口に占める割合の推移



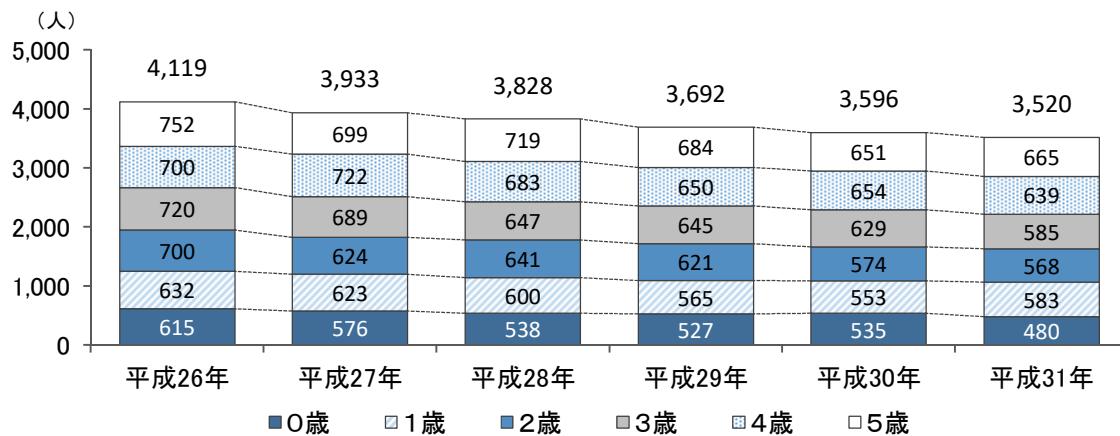
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推移

0～5歳の全ての年齢階級で、子どもの数は減少傾向

0～5歳人口の推移は、年によって増減はありますが、いずれの年齢階級においても減少傾向となっています。

■0～5歳人口の推移



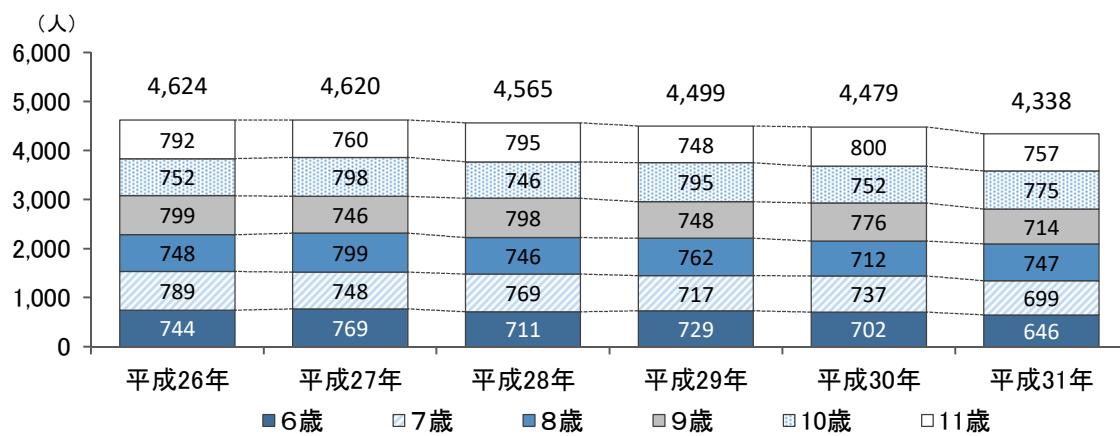
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6～11歳の全ての年齢階級で、子どもの数は減少傾向

6～11歳人口の推移は、年によって増減はありますが、いずれの年齢階級においても減少傾向となっています。

■6～11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

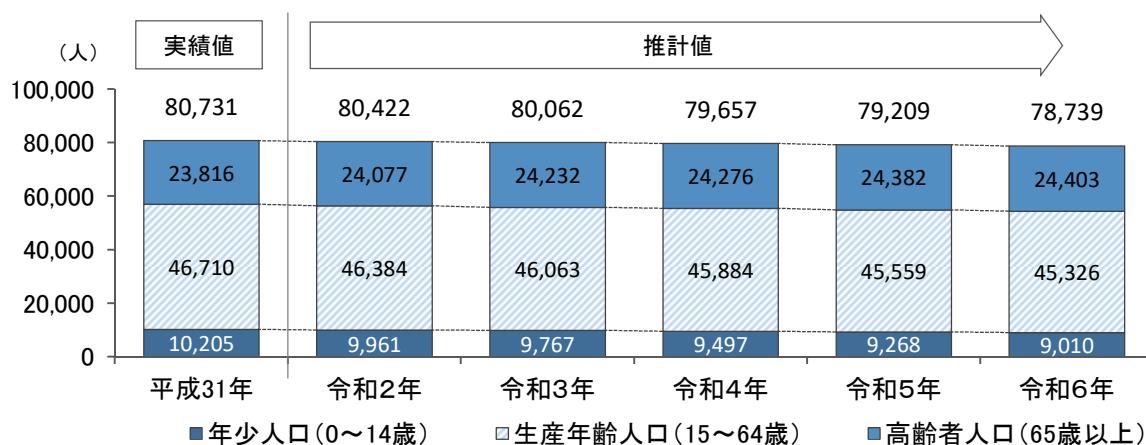
2 将来人口

(1) 人口の推計

総人口は緩やかな減少が見込まれ、少子高齢化の進行が予想される

総人口は、令和2年以降も緩やかな減少が見込まれます。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加し、少子高齢化が進行することが予想されます。

■総人口(年齢3区分別)の推計(各年4月1日の推計)

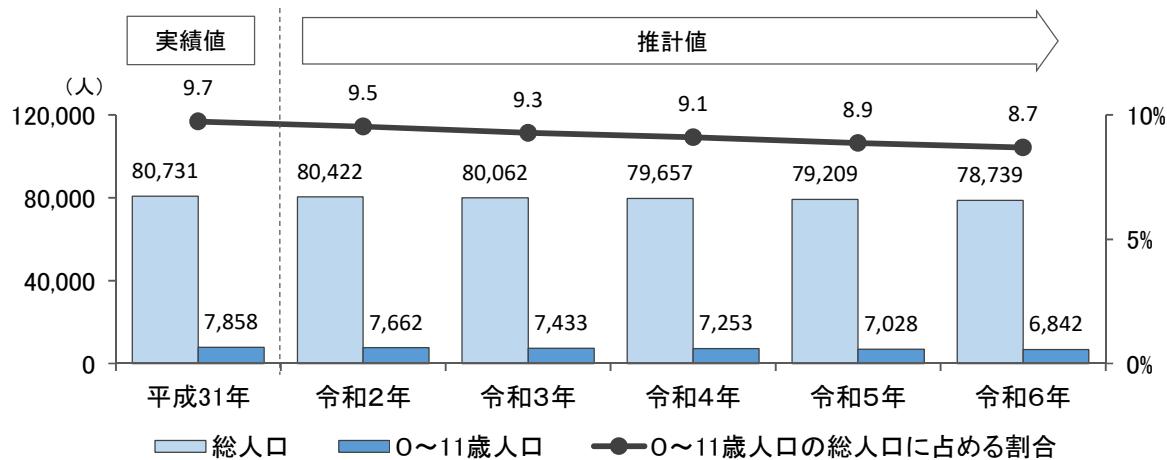


(2) 総人口に占める子どもの人口の推計

総人口に占める0～11歳人口は1割を下回り、緩やかな減少が見込まれる

総人口に占める0～11歳人口の割合は、令和2年以降も減少が見込まれ、令和6年には7,000人を下回り、8.7%となることが見込まれます。

■0～11歳人口と総人口に占める割合の推計(各年4月1日の推計)



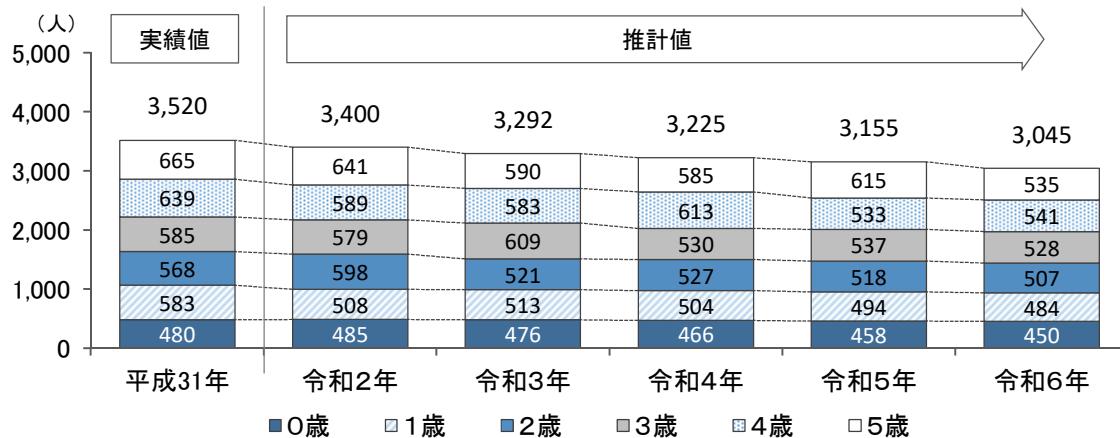
※今回の人口推計に当たっては、平成26年から平成31年までの住民基本台帳データ(各年3月31日・男女別・1歳階級別の人口)を用いて、コーホート要因法により行いました。コーホート要因法とは、自然動態(出生や死亡)や社会動態等をもとに、将来の人口を求める方法です。

(3) 0～5歳の年齢階級別人口の推計

0～5歳の子どもの人口は、緩やかな減少が見込まれる

0～5歳人口は、平成31年の3,520人から計画最終年度に当たる令和6年には475人減少し、3,045人になることが見込まれます。

■0～5歳人口の推計(各年4月1日の推計)

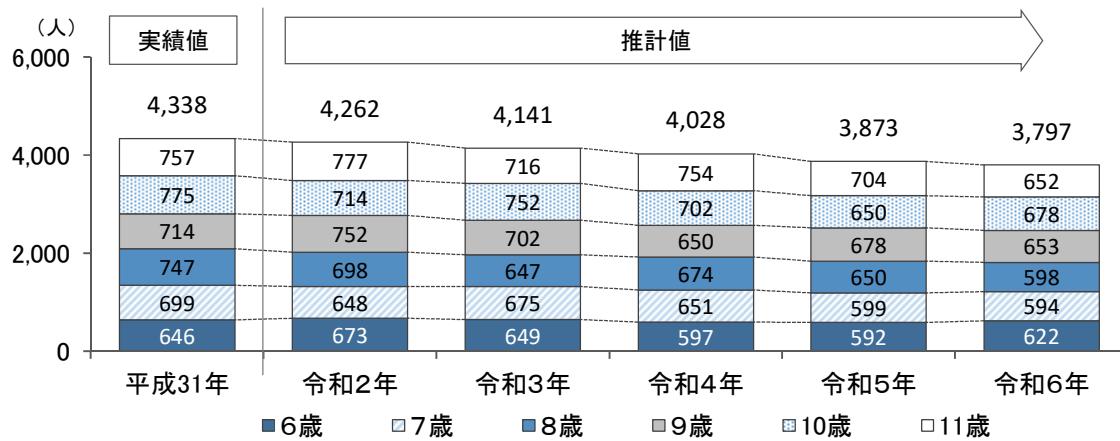


(4) 6～11歳の年齢階級別人口の推計

6～11歳の子どもの人口は、毎年100人前後の減少が続くことが見込まれる

6～11歳人口は、平成31年の4,338人から計画最終年度に当たる令和6年には541人減少し、3,797人になることが見込まれます。

■6～11歳人口の推計(各年4月1日の推計)



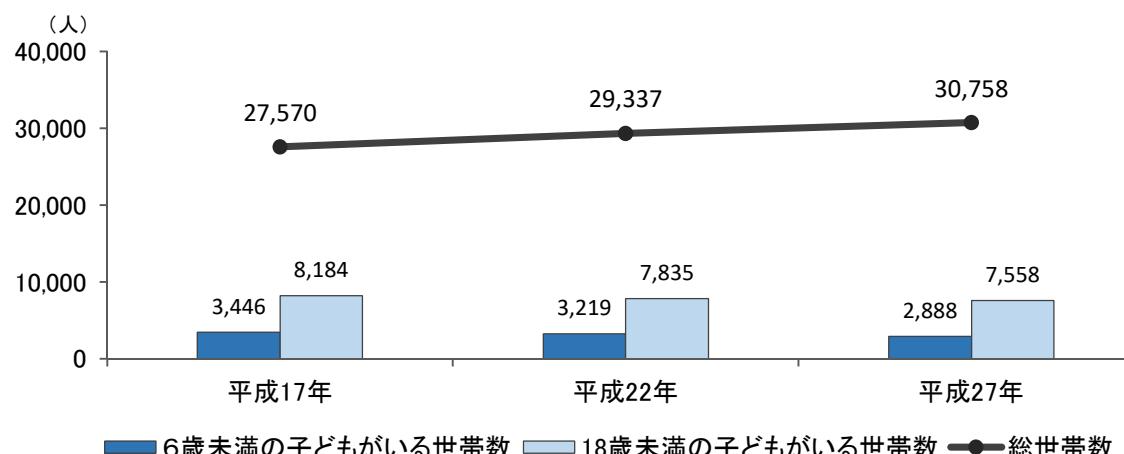
3 子どものいる世帯の現状

(1) 子どものいる世帯の推移

総世帯数は増加傾向、子どものいる世帯は減少傾向

総世帯数については、平成17年から平成27年にかけて増加していますが、6歳未満の子どもがいる家庭と18歳未満の子どもがいる家庭ともに減少しており、平成27年では、6歳未満の子どもがいる家庭が2,888世帯、18歳未満の子どもがいる家庭が7,558世帯となっています。

■あきる野市の子どものいる世帯



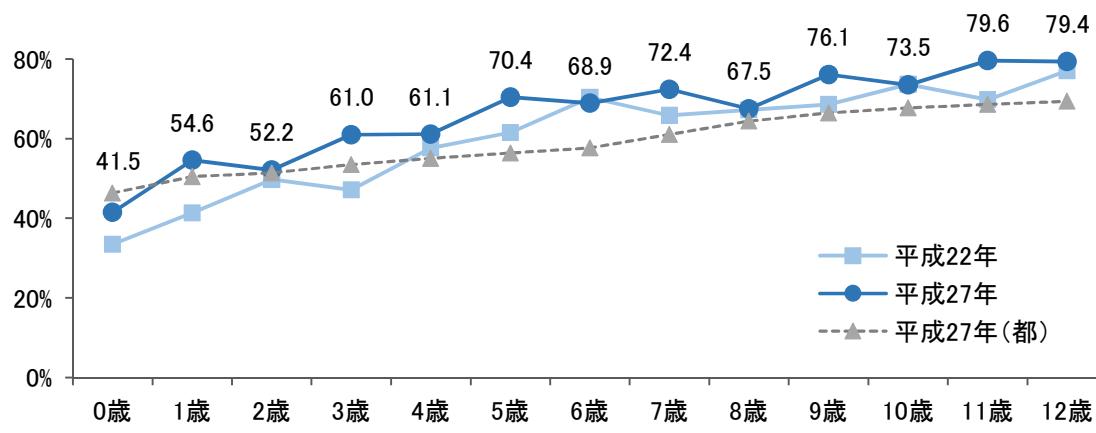
資料:国勢調査(平成17年、22年、27年)

(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯の増加、子どもの低年齢時においても高い就業率

共働き世帯の就業率について最年少の子どもの年齢別にみると、6歳を除く、いずれの年齢においても就業率の上昇がみられ、1歳以上ではいずれも5割以上となっています。

■共働き世帯の就業率(最年少の子どもの年齢別)の推移



資料:国勢調査(平成22年、27年)

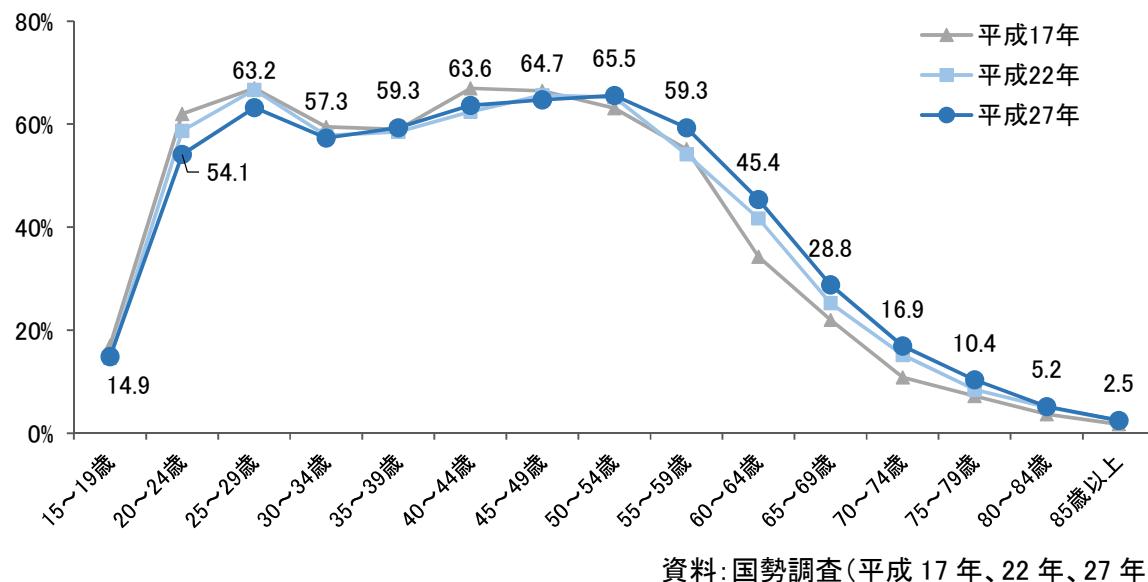
4 女性の就労状況

20歳代の労働力率の低下・50歳代以上の上昇に伴って、緩やかな曲線への変化

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）の推移は、平成17年や平成22年では20歳代をピークとしたM字曲線を描いていましたが、平成27年には20歳代と40歳代前半の労働力率の低下と50歳代以上の上昇に伴い、曲線が緩やかになっています。

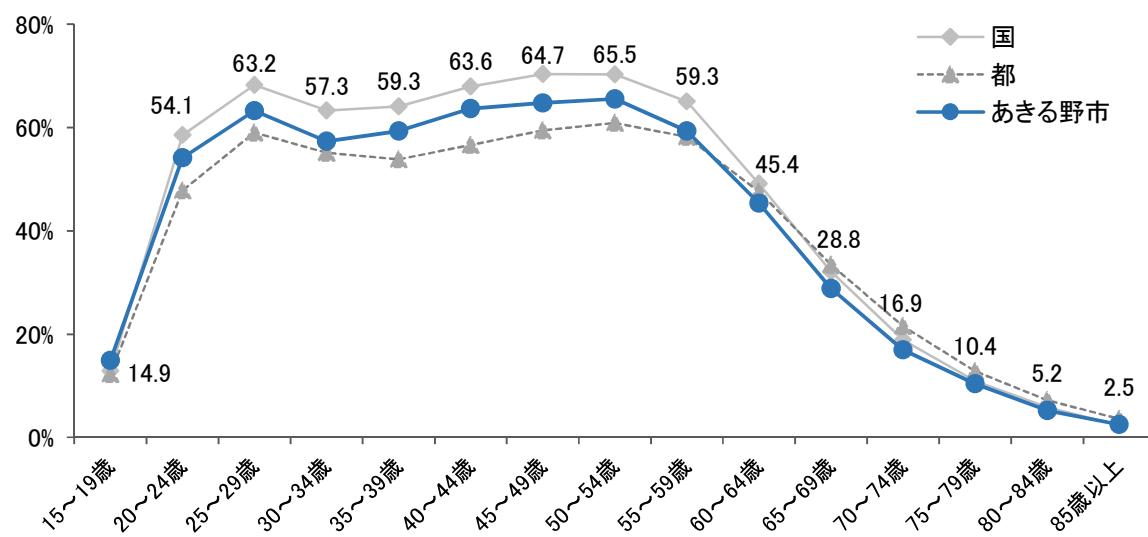
国や都と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

■あきる野市の女性の労働力率の推移



資料:国勢調査(平成17年、22年、27年)

■国・都との比較(平成27年)



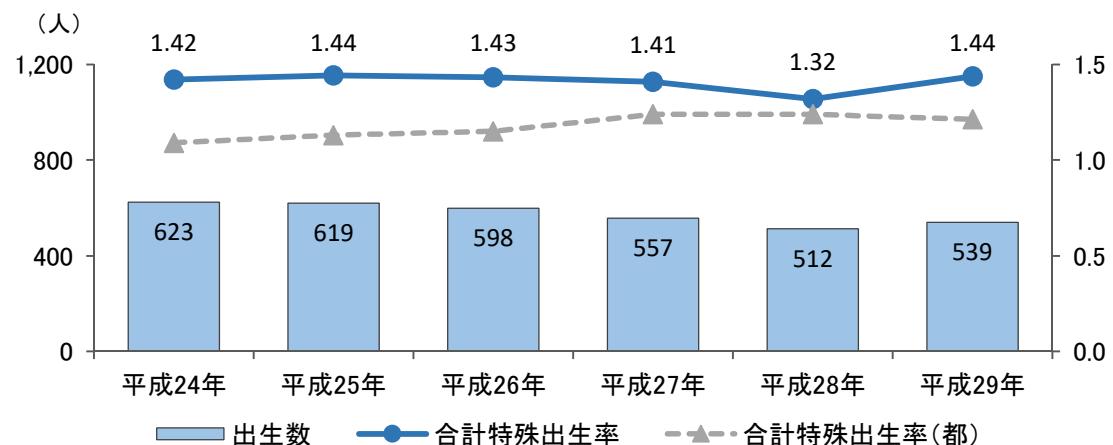
資料:国勢調査(平成27年)

5 出生数の推移

平成 29 年の出生数は、やや増加

出生数は、平成 24 年から平成 28 年にかけて減少していますが、平成 29 年にはやや回復しています。また、合計特殊出生率をみると、平成 24 年以降 1.3~1.4 前後で推移しています。

■あきる野市の出生数・合計特殊出生率の推移



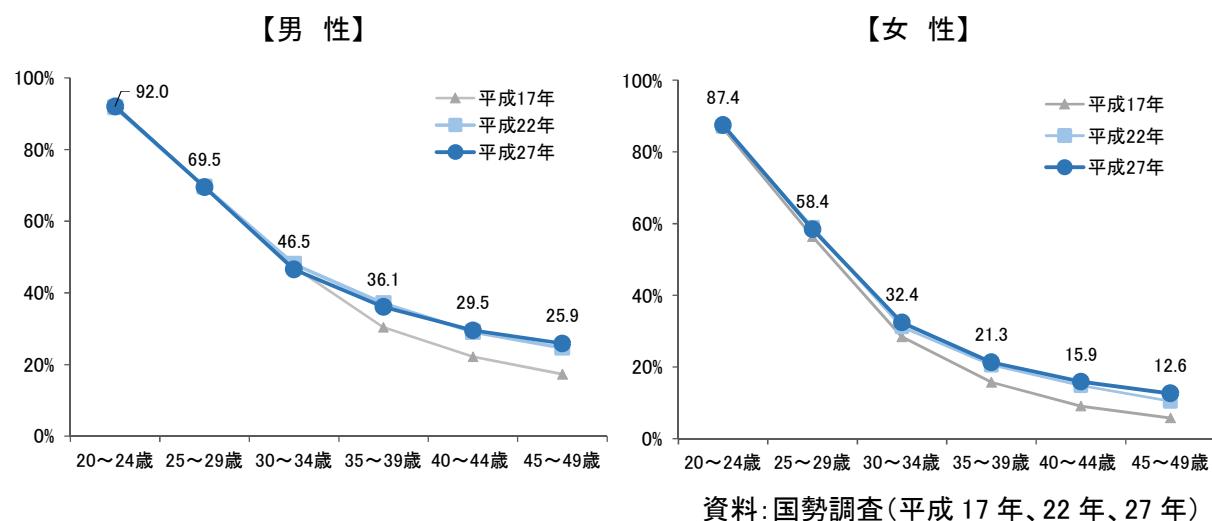
資料: 人口動態統計

6 未婚率の推移

男女ともに未婚率は、上昇傾向

男女の未婚率は、いずれの年代においても平成 22 年と平成 27 年は概ね同様の傾向となっていますが、平成 17 年と比べると男女ともに 30 代以上で上昇がみられます。

■あきる野市の未婚率の推移



資料: 国勢調査(平成 17 年、22 年、27 年)

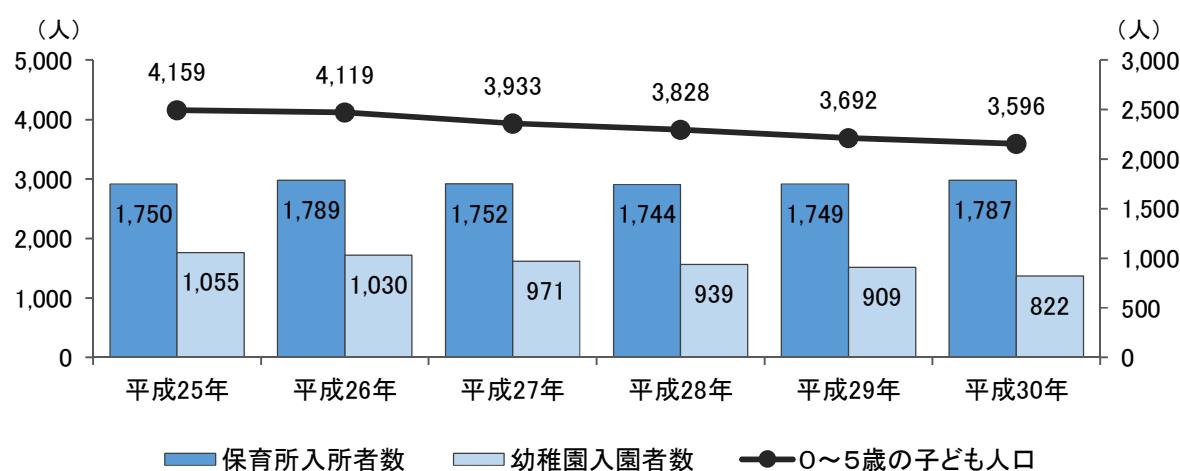
7 就学前児童の人口と保育所等の利用状況

(1) 保育サービスの利用状況

子どもの減少に伴い、幼稚園利用者は減少傾向

保育サービスについて保育所・幼稚園別に利用者の推移をみると、保育所の入所者は年によって増減があるものの1,750人前後で推移していますが、幼稚園の入園者は平成25年以降、減少傾向となっています。

■保育サービスの利用状況の推移



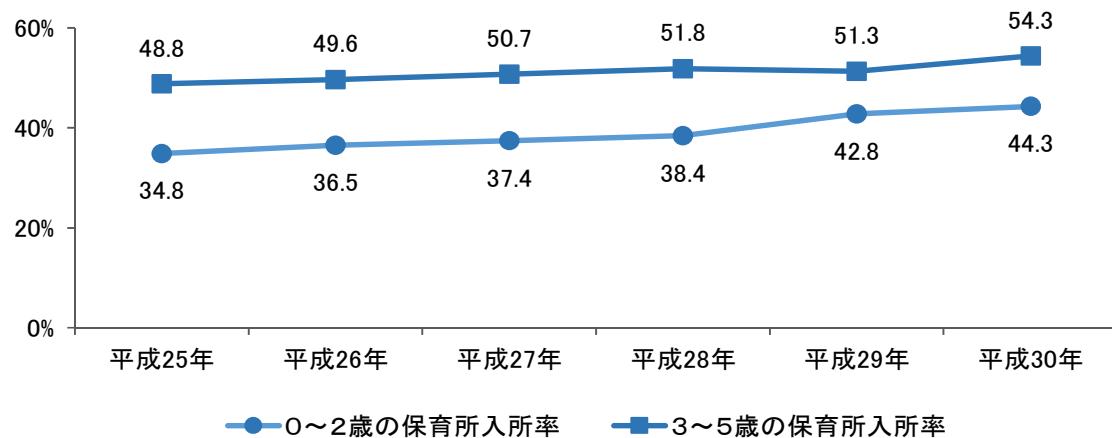
資料:各年4月1日、幼稚園は各年5月1日

(2) 保育所入所率の推移

0~2歳・3~5歳ともに、保育所への入所率は増加傾向

保育所への入所率について年齢別にみると、0~2歳と3~5歳ともに平成25年以降、増加傾向となっています。また、3~5歳については、平成27年以降、約5割以上となっています。

■0~2歳、3~5歳ごとの保育所入所率の推移



資料:各年4月1日

(3) 保育所待機児童数の推移

待機児童数は近年減少傾向だが、10月時点では待機児童が大幅に増加

保育所待機児童数については、平成28年以降、4月と10月ともに減少傾向となっています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童が多くなっていますが、10月1日時点では1歳児に加え、0歳児の待機児童も多くなっています。

■保育所待機児童数の推移

(単位:人)

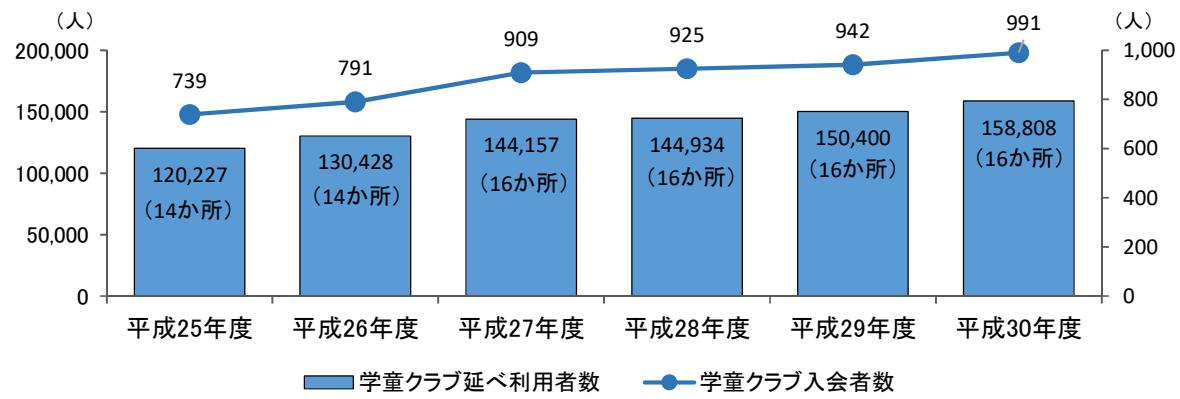
	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年 (令和元年)	
	4月1日	10月1日	4月1日	10月1日								
0歳	1	13	1	23	4	28	0	10	1	14	1	27
1歳	10	24	5	9	3	11	10	19	6	5	7	14
2歳	12	14	3	4	4	4	2	2	0	2	0	2
3歳	5	4	2	3	6	4	0	1	0	0	0	1
4歳以上	3	3	1	3	1	2	0	3	1	1	1	0
合計	31	58	12	42	18	49	12	35	8	22	9	44

(4) 学童クラブ*入会者数等の推移

市内16か所の学童クラブは、入会者数と延べ利用者数が増加傾向

学童クラブについては、平成27年度に2か所増えて16か所となりました。また、学童クラブの入会者数と述べ利用者数の推移をみると、平成25年度以降いずれも増加傾向となっています。

■学童クラブ入会者数及び延べ利用者数の推移



※()内は、市内の学童クラブ数

(学童クラブ)

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

8 アンケート結果からわかるあきる野市の子育ての現状

(1) 調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、市民の子ども・子育てに関する生活実態やご意見・ご要望を把握することを目的としています。

(2) 調査概要

- 調査地域：市全域
- 調査対象者：市内在住の就学前児童の保護者（就学前児童調査）
市内在住の小学校1年生から6年生までの児童の保護者（小学生調査）
- 抽出方法：住民基本台帳から、就学前児童2,000人、小学校1年生から6年生までの児童1,000人の合計3,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成30年12月1日～12月17日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収結果：

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,070	53.5%
小学生	1,000	533	53.3%
合計	3,000	1,603	53.4%

●グラフの見方

- ・回答は、「単数回答（〇は1つ）」と「複数回答（あてはまるもの全てに〇）」の選択式の回答と、具体的な数値を回答する「数量回答」があります。
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対する、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中に「不明・無回答」とあるものは、回答がない、又は回答の判別が困難なものです。
- ・クロス集計表では、分析軸となる設問に「不明・無回答」がある場合は表示していません。そのため、分析軸の回答者数の合計が全体と一致しない場合があります。また、表中「不明・無回答」を除いて、分析軸の項目ごとに、その割合の最大値を網掛け表示しています。
- ・図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

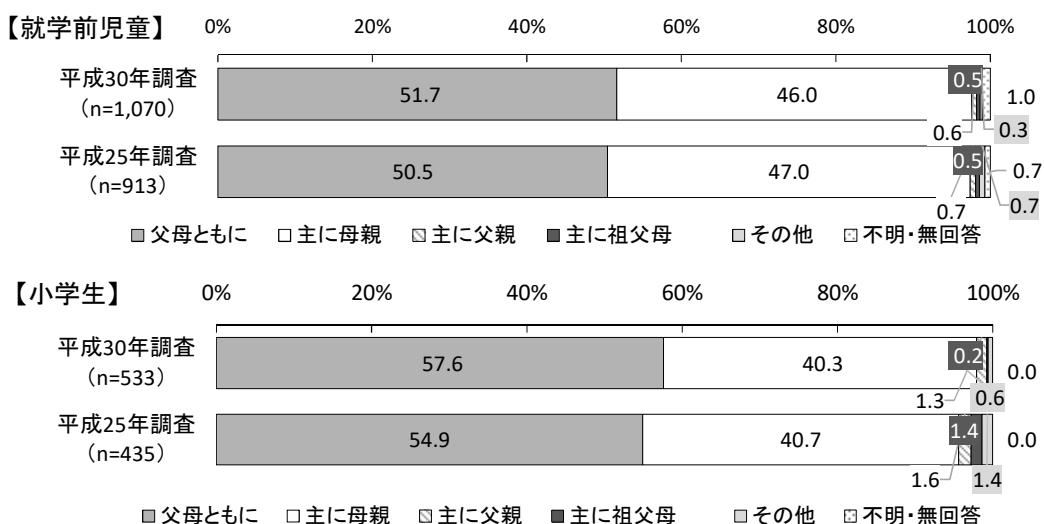
(3) 結果の概要

①子どもの育ちをめぐる環境について

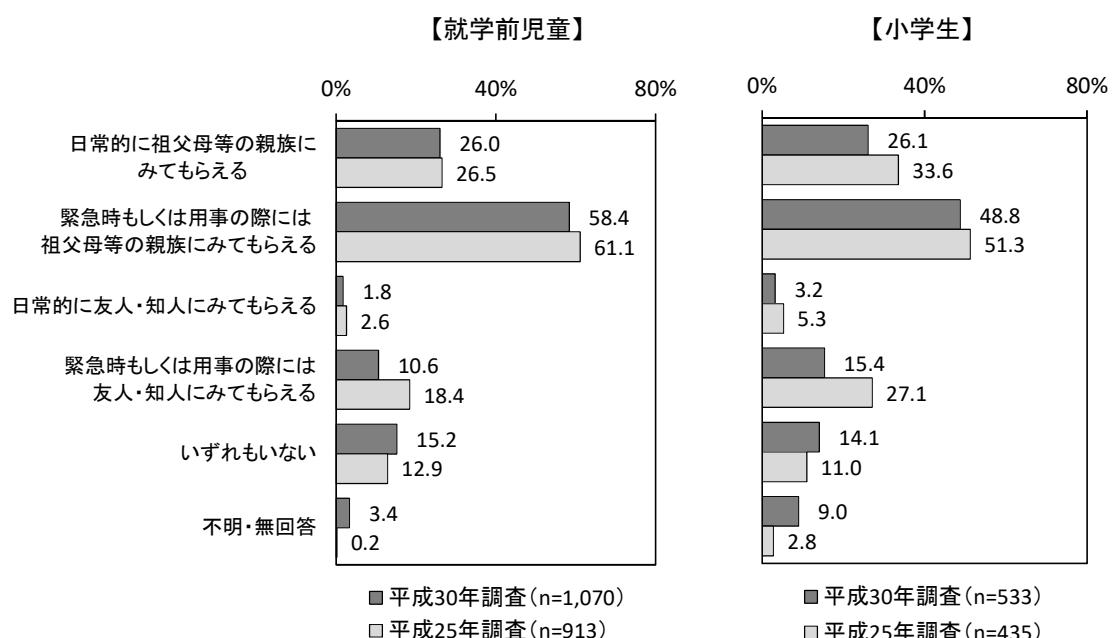
子育てを主に行っている方は、就学前児童と小学生のいずれも「父母とともに」が最も高くなっています。子どもをみてくれる親族・知人の有無は、就学前児童と小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。

平成25年調査と比べると、子育てを主に行っている方は、「父母とともに」が就学前児童で約5割、小学生で5割半ばと5年前からほとんど変化がない状況です。また、子どもをみてくれる親族・知人の有無は、就学前児童と小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には友人・知人にみてもらえる」の割合が低くなっています。

●子育てを主に行っている方(単数回答・経年比較)



●子どもをみてくれる親族・知人の有無(複数回答・経年比較)



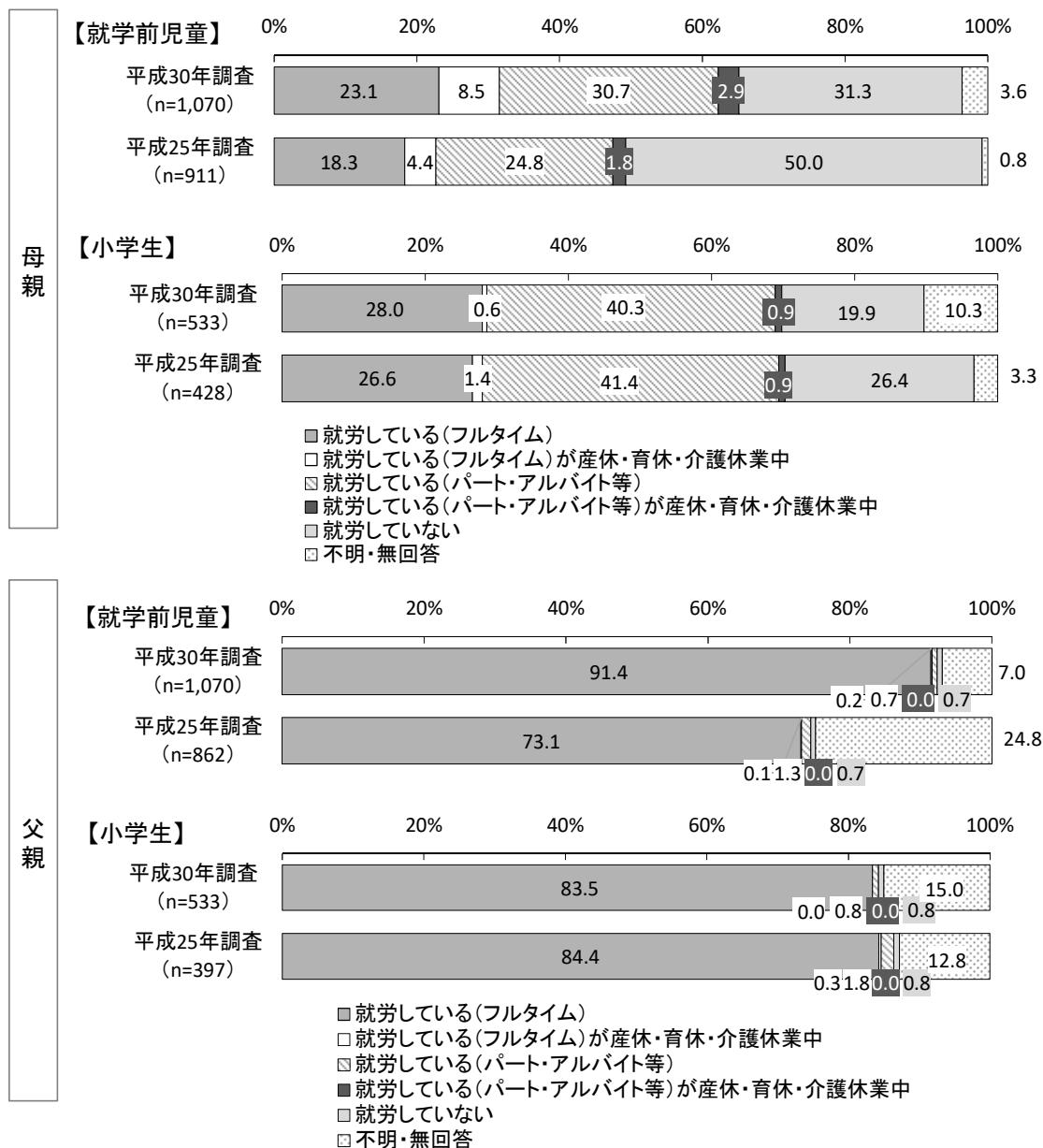
②保護者の就労状況について

母親の就労状況は、就学前児童で「就労していない」、小学生で「就労している（パート・アルバイト等）」が最も高くなっています。父親の就労状況は、就学前児童と小学生のいずれも「就労している（フルタイム）」が最も高くなっています。

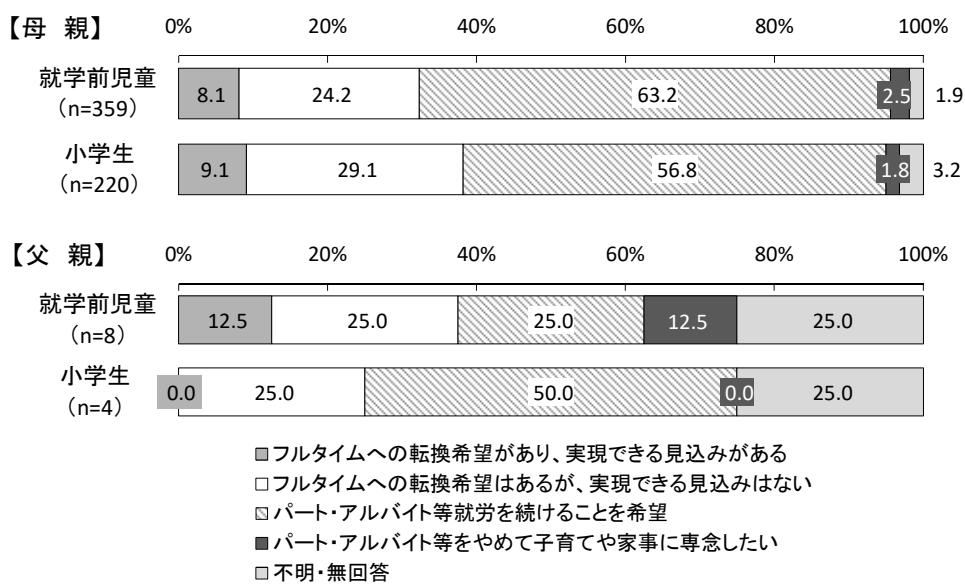
現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童と小学生のいずれも今後就労を希望する割合が高く、就学前児童では「1年より先」、小学生では「すぐにでも、もしくは1年以内」がそれぞれ最も高くなっています。

平成25年調査では、就学前児童の母親の就労状況については「就労していない」が5割となっていましたが、平成30年調査では約3割と、子どもが幼い頃から就労している母親が増えています。

●保護者の就労状況(単数回答・経年比較)

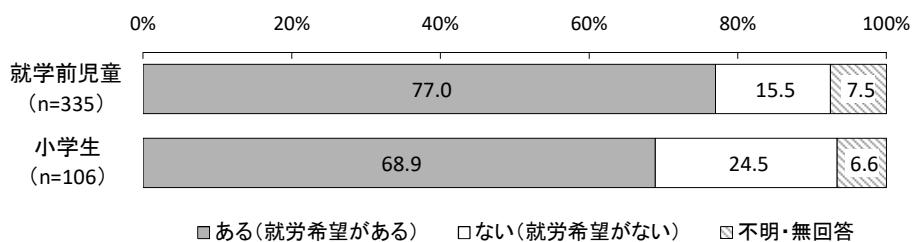


●パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望(単数回答・平成30年調査)

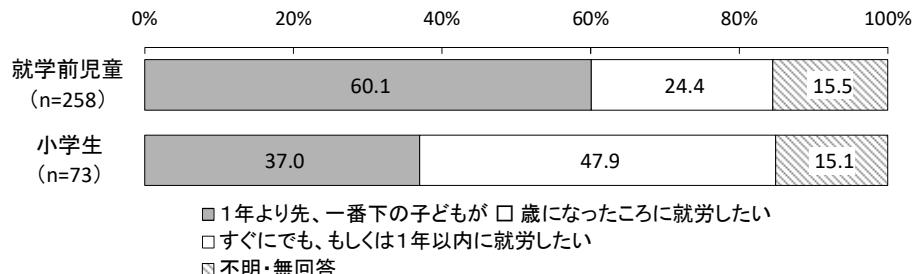


●現在就労していない「母親」の就労希望(単数回答・平成30年調査)

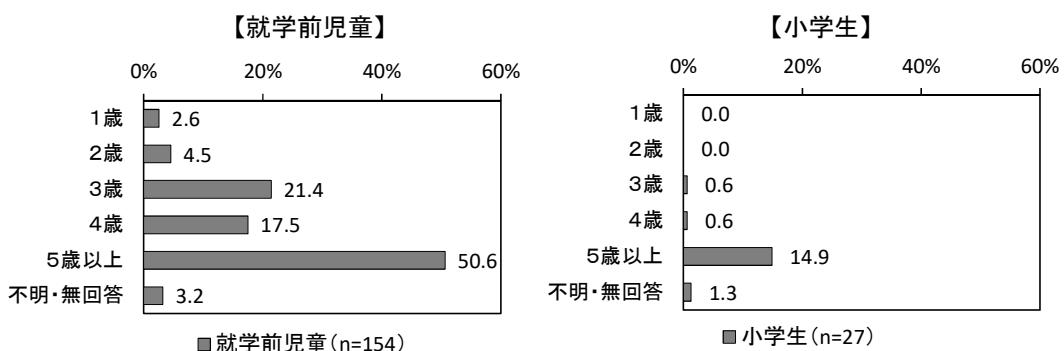
【今後の就労意向】



【就労をはじめたい時期】



⇒子どもが何歳になったら就労をしたいか(単数回答)

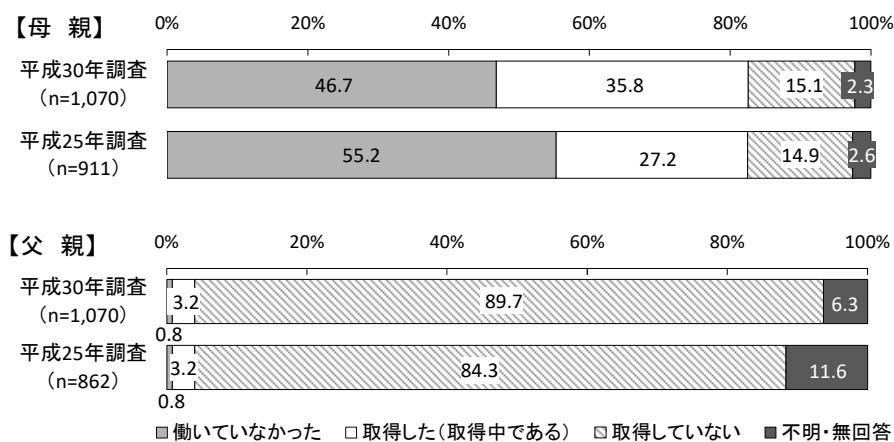


③育児休業の取得状況について

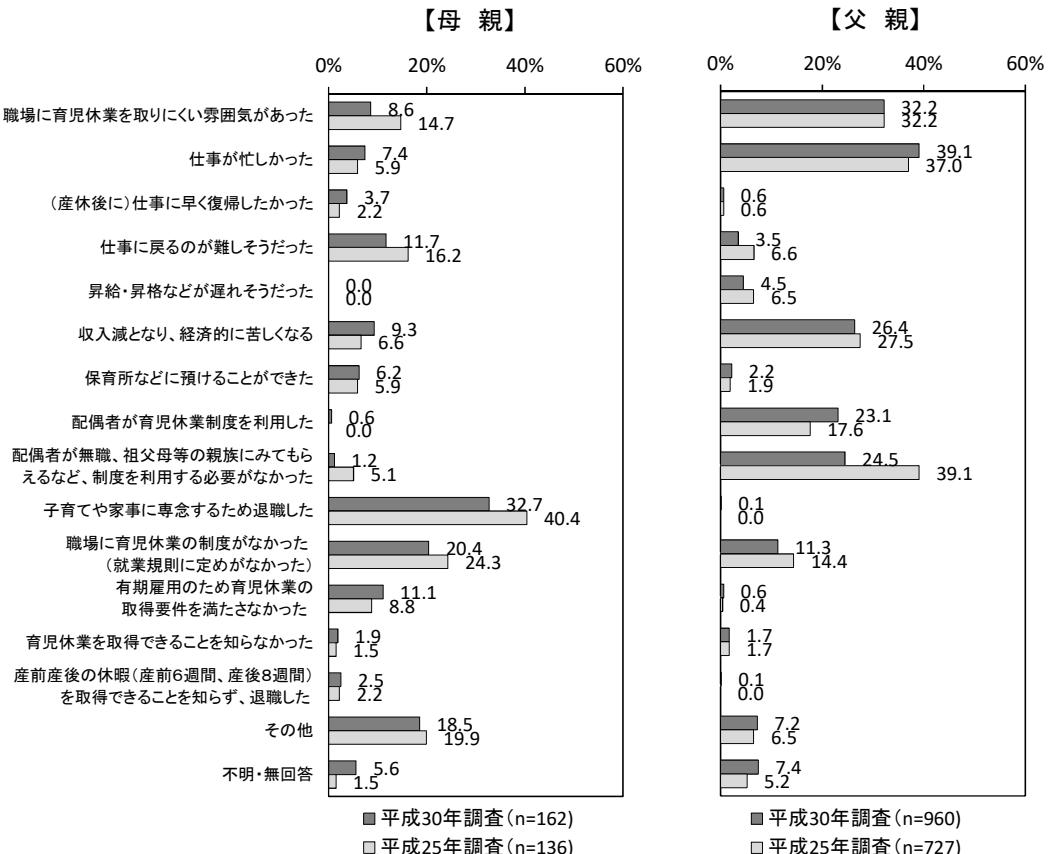
育児休業の取得状況について、母親では「働いていなかった」、父親では「取得していない」がそれぞれ最も高くなっています。また、取得していない理由をみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。

平成25年調査に比べると、母親では「取得した（取得中である）」の割合が高くなっていますが、父親では、平成30年調査で「取得していない」の割合が約9割と、父親の育児休業の取得が進んでいない状況となっています。

●育児休業の取得状況(単数回答・経年比較)



⇒取得していない理由(複数回答・経年比較)

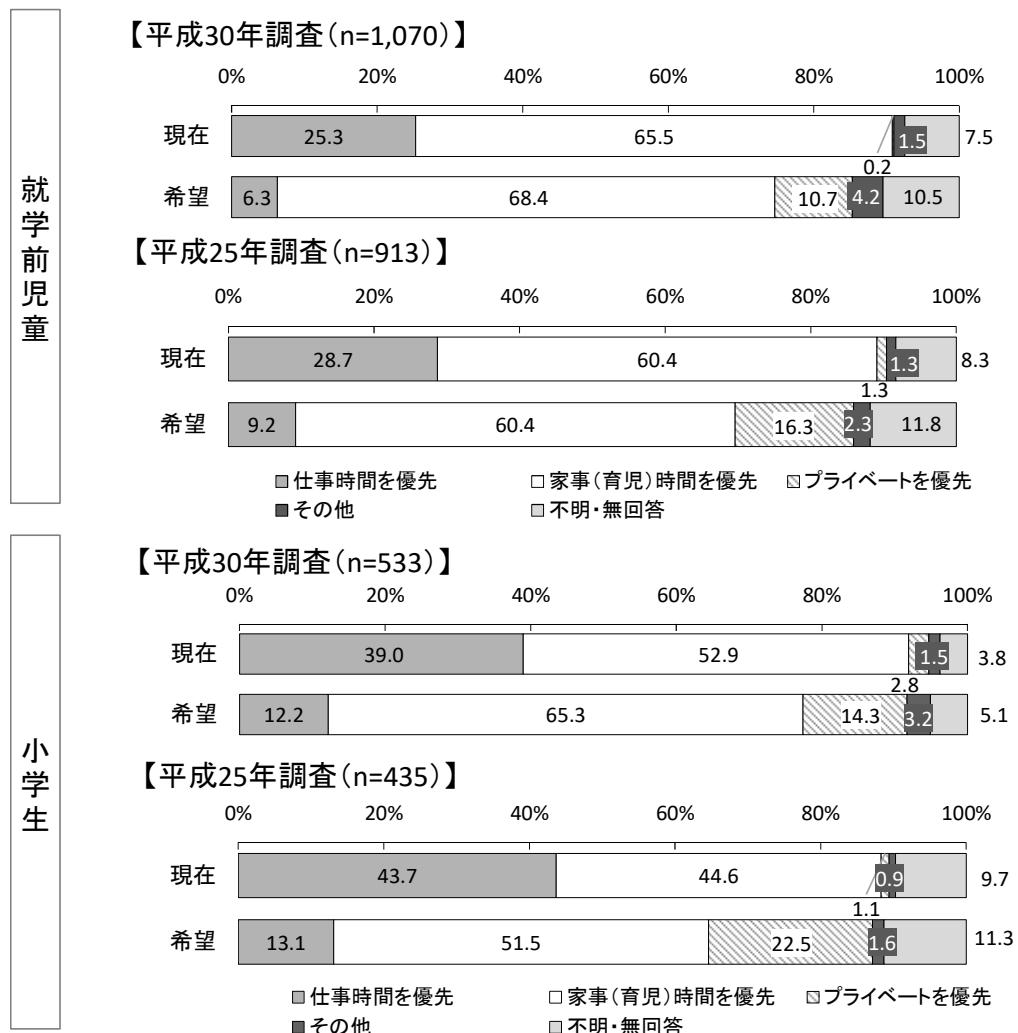


④生活の中での時間の使い方の優先度の「現在」と「希望」について

就学前児童と小学生いずれも「希望」としては、「家事（育児）時間優先」が最も高く、次いで「プライベートを優先」となっていますが、「現在」では、「家事（育児）時間優先」に次いで「仕事時間を優先」の割合が高くなっています。

平成25年調査と比べると、就学前児童と小学生いずれも、「現在」では、「家事（育児）を優先」の割合が高くなっています。また、「希望」についても「家事（育児）時間を優先」の割合が高くなっています。

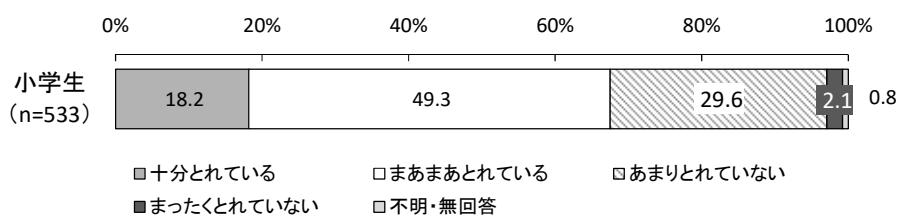
●生活の中での時間の使い方の優先度の「現在」と「希望」(単数回答・平成30年調査)



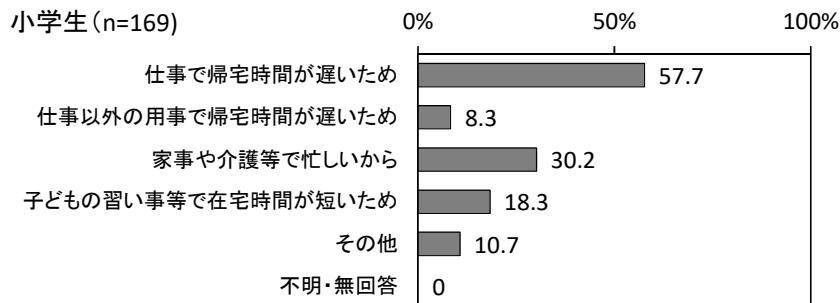
⑤子どもと過ごす時間について

子どもと過ごす時間については、「まあまあとれている」が最も高くなっていますが、約3割は「あまりとれていない」となっています。また、子どもと過ごす時間をとれていない理由として、「仕事で帰宅時間が遅いため」が半ばと最も高く、次いで「家事や介護等で忙しいから」となっています。

●子どもと一緒に過ごす時間の有無(単数回答・平成30年調査)



⇒子どもと一緒に過ごす時間がとれていない理由(複数回答・平成30年調査)

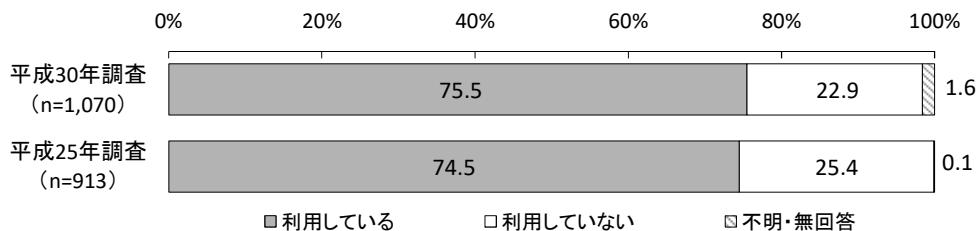


⑥定期的な教育・保育事業の利用状況について

現在の定期的な教育・保育事業の利用有無は、「利用している」が7割半ば、「利用していない」が2割半ばとなっています。現在利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が全体の半数以上となっています。また、今後利用したいと考える教育・保育事業についても、「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」「認定こども園*」となっています。

平成25年調査と比べると、現在の定期的な教育・保育事業の利用有無は、「利用している」が7割半ば、「利用していない」が2割半ばと、概ね同様の傾向となっています。

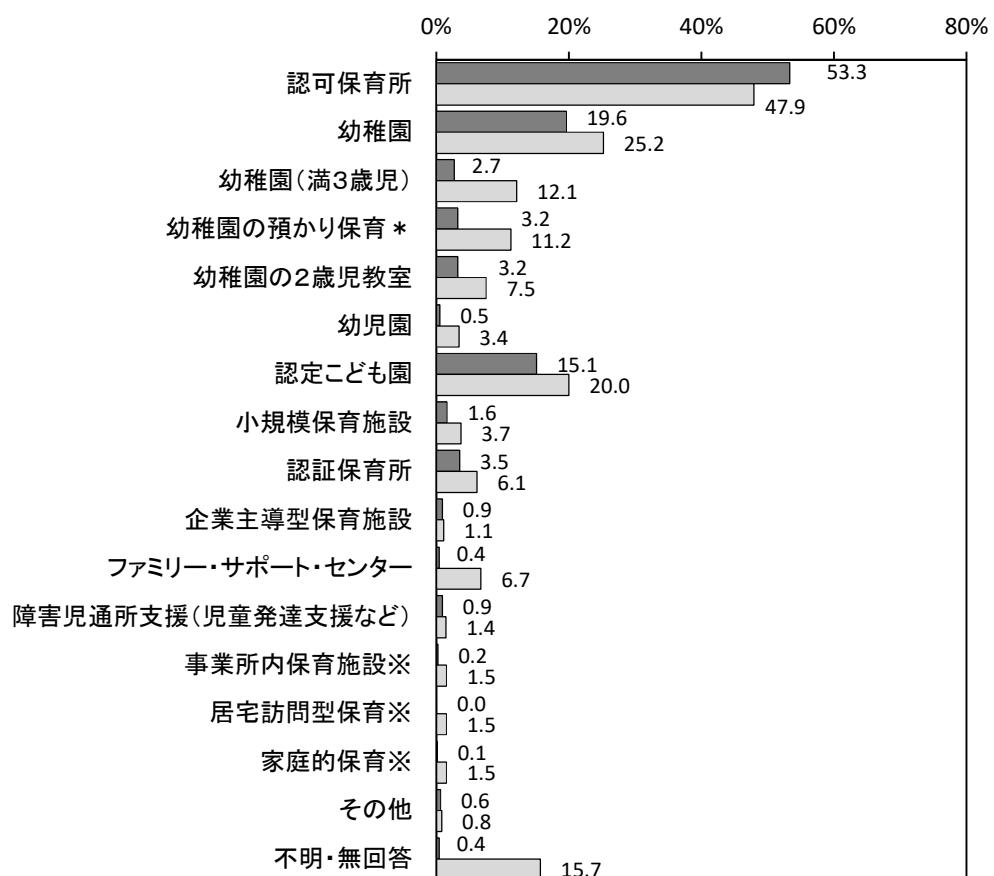
●現在の定期的な教育・保育事業の利用有無(単数回答・経年比較)



(認定こども園)

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

●「現在利用している」・「今後利用したい」平日の定期的な教育・保育事業(平成 30 年調査)



■ 平日に利用している教育・保育事業(就学前児童n=808)

□ 現在の利用状況にかかわらず、今後、定期的に利用したい平日の教育・保育事業(就学前児童n=1,070)

* 幼稚園の預かり保育: 通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。

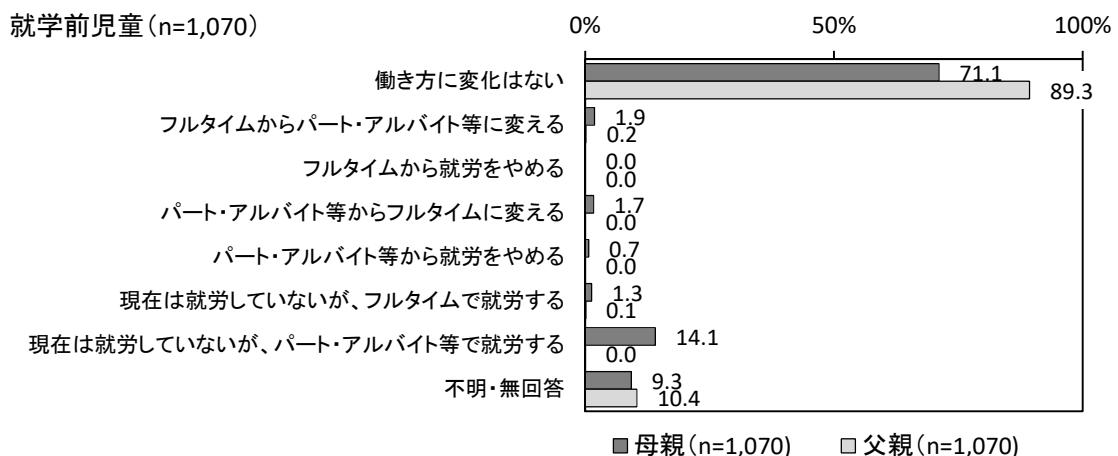
※現在、あきる野市では実施していない事業。

⑦幼児教育・保育の無償化に伴う保護者の働き方の変化等について

幼児教育・保育の無償化に伴う保護者の働き方の変化は、母親と父親のいずれも「働き方に変化はない」が最も高く、次いで、母親では「現在は就労していないが、パート・アルバイト等で就労する」が1割半ばと高くなっています。

無償化に伴う教育・保育事業の利用希望の変化についても、「変わらないと思う」が7割半ばと高くなっています。また、「変わるとと思う」と回答した方の利用したい教育・保育事業をみると、「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」「認定こども園」となっています。

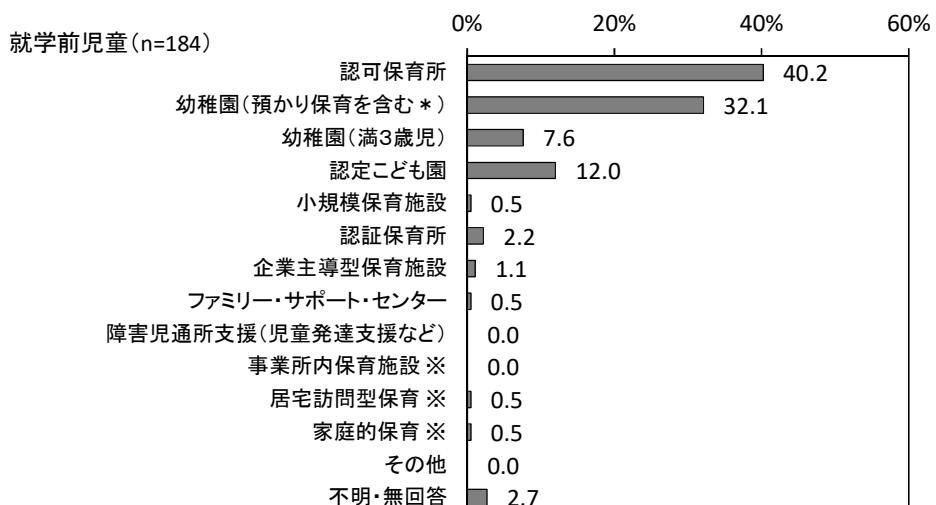
● 幼児教育の無償化に伴う保護者の働き方の変化(単数回答・平成 30 年調査)



● 幼児教育・保育の無償化に伴う教育・保育事業の利用希望の変化(単数回答・平成 30 年調査)



● 幼児教育・保育の無償化に伴って利用したい教育・保育事業(単数回答・平成 30 年調査)



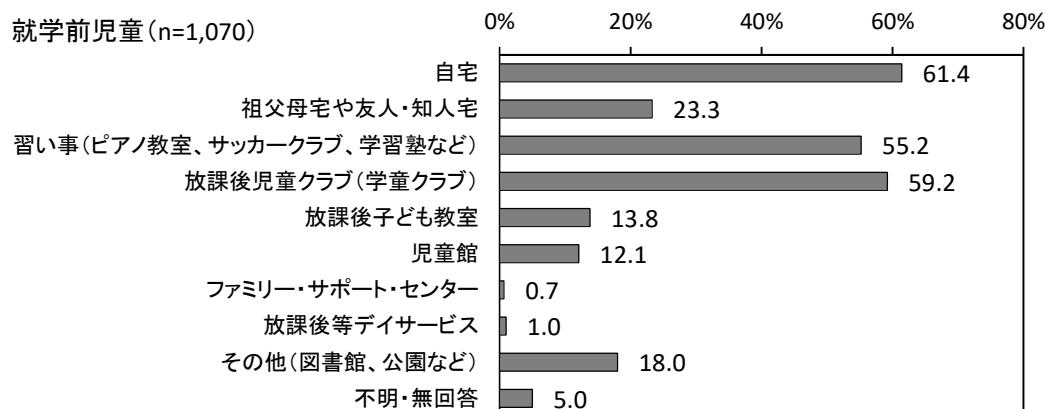
* 幼稚園の預かり保育：通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。

※現在、あきる野市では実施していない事業。

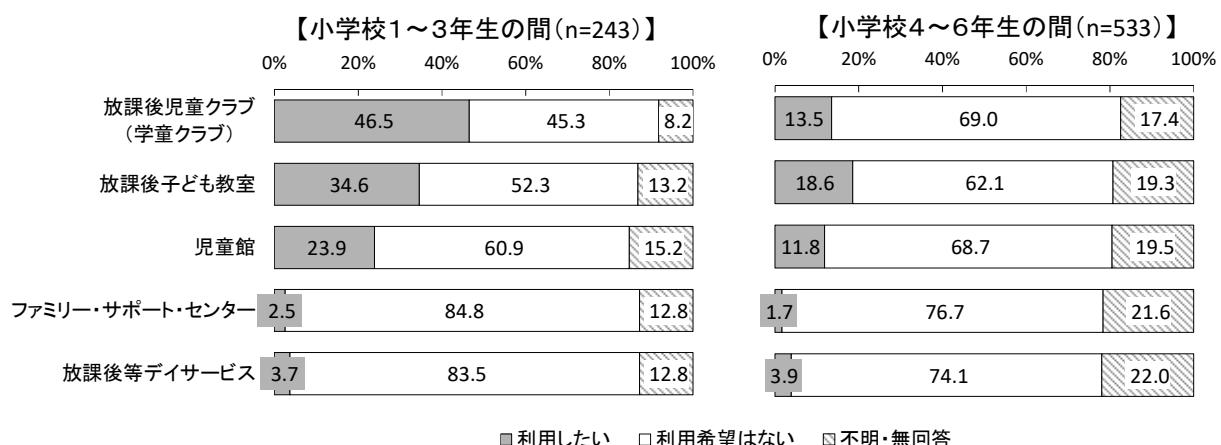
⑧小学校就学時の放課後等の過ごし方について

放課後の過ごし方の希望について、就学前児童では「自宅」が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童クラブ）」「習い事」となっています。小学生では、小学校1～3年生の間における「放課後児童クラブ」を利用したい割合が4割半ばと、利用希望のない割合を上回っていますが、その他の項目では利用希望がない割合が高くなっています。

●平日放課後の過ごし方の希望(複数回答・平成30年調査)



●平日放課後に利用したい場所の希望(単数回答・平成30年調査)



*あて名のお子さんが小学校4~6年生の場合は、1~3年生への回答は不要とした。

●平日放課後の時間に主に過ごしている場所(単数回答・平成30年調査)

(单位:%)

●下記放課後の時間に主に過ごしている場所(平成30年調査)													(単位: %)		
		n	自宅	の祖父母 人・宅 知や人 宅保護者	の （宛名の お子さん	学習塾 など）	教室	放課後 児童クラブ	児童館	サポーター・センタ	放課後等 デイ	公園や広場	その他	わから ない	不明・無回答
学年	全 体	533	46.7	3.0	3.4	14.3	16.7	0.4	0.9	0.0	0.6	9.4	3.6	0.0	1.1
	1年生	52	34.6	0.0	0.0	9.6	38.5	0.0	3.8	0.0	0.0	3.8	7.7	0.0	1.9
	2年生	89	33.7	1.1	0.0	5.6	41.6	0.0	1.1	0.0	2.2	4.5	6.7	0.0	3.4
	3年生	102	43.1	2.9	6.9	12.7	19.6	1.0	1.0	0.0	0.0	8.8	3.9	0.0	0.0
	4年生	102	45.1	4.9	4.9	20.6	8.8	0.0	0.0	0.0	1.0	13.7	1.0	0.0	0.0
	5年生	86	59.3	1.2	4.7	19.8	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	10.5	3.5	0.0	0.0
	6年生	82	58.5	6.1	1.2	14.6	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	14.6	1.2	0.0	2.4

⑨子どもの生活環境と地域とのかかわりについて

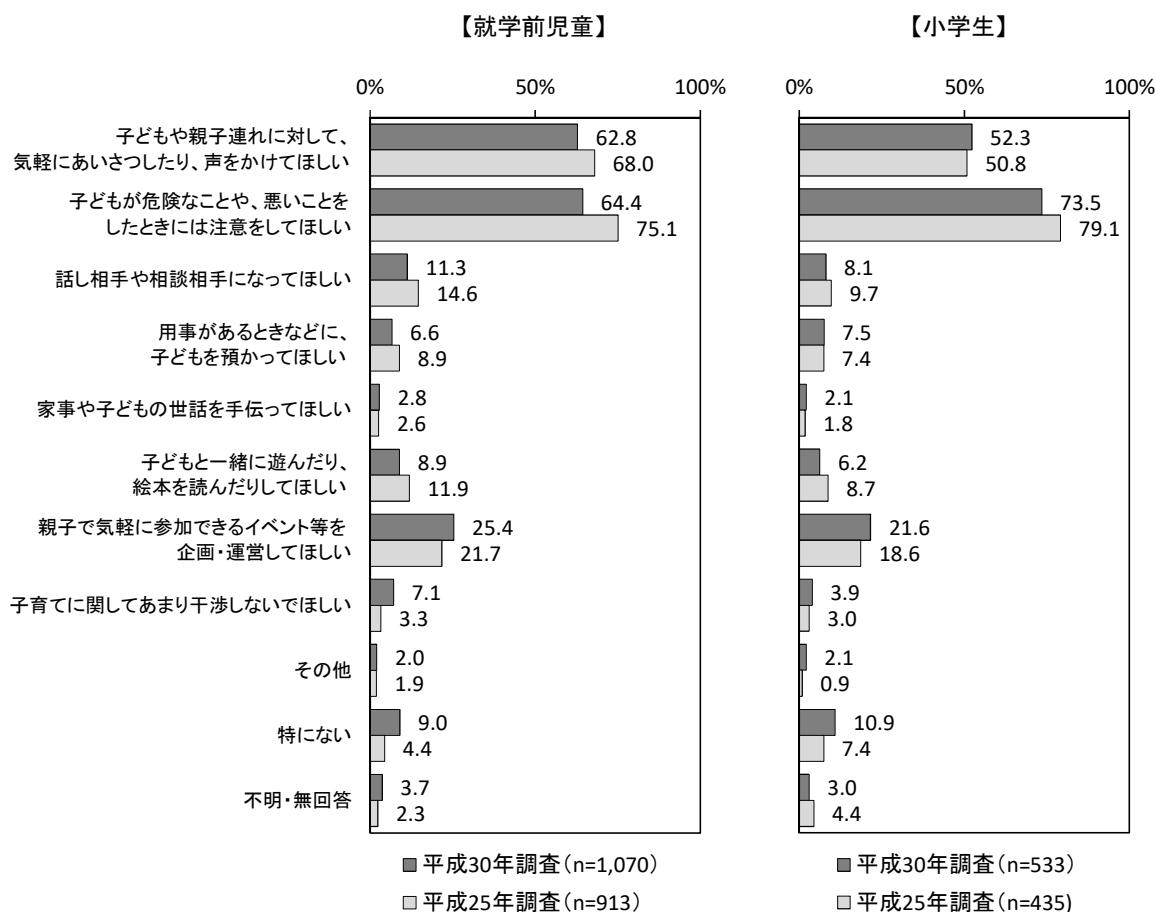
子育てに関して地域の人に望むことは、就学前児童と小学生のいずれも「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」が最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」「親子で気軽に参加できるイベント等を企画・運営してほしい」の順となっています。

平成25年調査に比べると、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」の割合がやや減少しています。また、「親子で気軽に参加できるイベント等を企画・提案してほしい」の割合は、やや高くなっています。

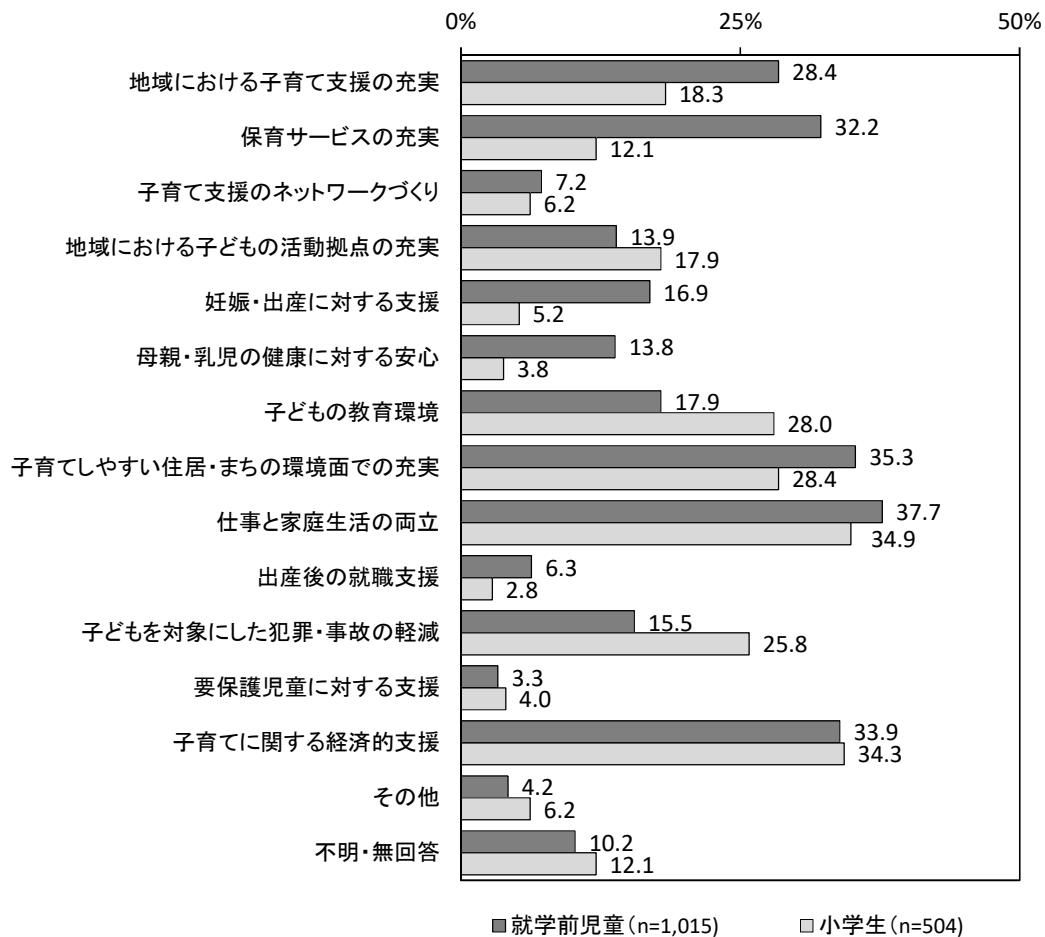
子育てをする中で有効と感じる支援・対策については、就学前児童と小学生のいずれも「仕事と家庭生活の両立」や「子育てに関する経済的支援」の割合が高くなっています。

子育て環境や支援への満足度は、「やや満足」と「満足」を合わせた『満足』の割合が高くなっています。特に就学前児童については、平成25年度調査と比べて5.7ポイント高くなっています。

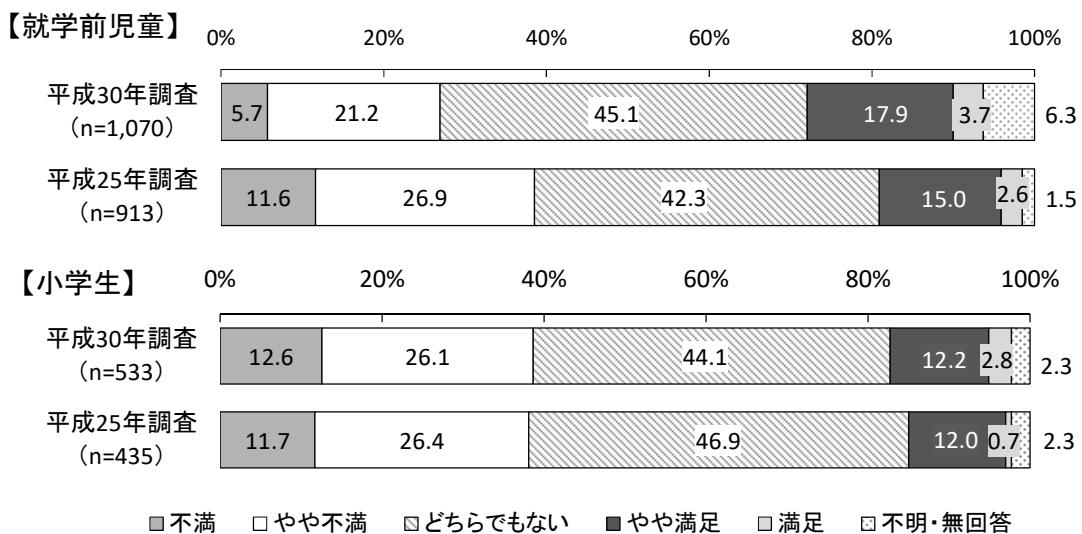
●子育てに関して地域の人に望むこと(複数回答・経年比較)



●子育てをする中で有効な支援・対策(複数回答・平成30年調査)



●市の子育て環境や支援への満足度(単数回答・経年比較)



9 第1期計画の進捗状況

第1期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業

①教育・保育ニーズ量の見込みと実績

■教育・保育ニーズ量見込み

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
計画値	1号認定	3～5歳児	人	908	891	855	832	809
	2号認定	3～5歳児	人	1,074	1,053	1,011	984	957
		0歳児	人	193	190	187	183	180
	3号認定	1・2歳児	人	636	615	603	593	582
		計	人	829	805	790	776	762
実績値	1号認定	3～5歳児	人	971	939	909	822	769
	2号認定	3～5歳児	人	1,106	1,078	1,020	1,058	1,090
		0歳児	人	121	141	121	136	116
	3号認定	1・2歳児	人	608	619	637	626	606
		計	人	729	760	758	762	722

※計画値について、「3～5歳児」で、ニーズ調査の結果から親の就労状況により、本来は2号認定の資格を有する人が、幼稚園利用意向が強いと判断できる場合(あきる野市の場合は約200人)は、1号認定として計上しています。

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)(各年5月1日)

見込み		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	①量の見込み (必要利用定員総数)	人	908	891	855	832	809
	②確保の内容 (幼稚園・認定こども園)	人	0	0	72	372	372
	③私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	人	1,270	1,270	1,110	750	750
	②-①	人	-908	-891	-783	-460	-437
	②+③-①	人	362 (243)	379 (260)	327 (208)	290 (171)	313 (194)
実績値	①利用者数	人	846	818	790	711	664
	②確保の内容 (幼稚園・認定こども園)	人	0	0	72	372	582
	③私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	人	1,270	1,270	1,110	750	400
	②-①	人	-846	-818	-718	-339	-82
	②+③-①	人	424 (299)	452 (331)	392 (273)	411 (300)	318 (213)

※計画値について、あきる野市の必要利用定員総数のうち、約200人については、親の共働き等の理由により、本来は2号認定の資格を有する人ですが、幼稚園の利用希望が認められるため、幼稚園利用の見込みに含んでいます。

※計画値の()内の数字は、平成26年5月1日の時点で市外からあきる野市内の幼稚園を利用している119人を引いた数です。

※実績値の()内の数字は、毎年5月1日時点で市外からあきる野市内の幼稚園を利用している人数を引いた数です。

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定・3号認定)(各年 4月1日)

			単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
				2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号
計 画 値	①量の見込み (必要利用定員総数)		人	1,074	829	1,053	805	1,011	790	984	776	957	762
	②確保の 内容	保育所・ 認定こども園	人	1,071	712	1,071	712	1,067	725	1,132	727	1,132	727
		地域型 保育事業	人		46		46		46		64		64
	③地域単独事業 (認証保育所*)		人	28	41	28	41	28	41	28	41	28	41
	②-①		人	-3	-71	18	-47	56	-19	148	15	175	29
	②+③-①		人	25	-30	46	-6	84	22	176	56	203	70
実 績 値	①利用者数		人	1,106	729	1,078	760	1,020	758	1,058	762	1,090	722
	②確保の 内容	保育所・ 認定こども園	人	1,071	712	1,071	712	1,067	725	1,132	727	1,172	727
		地域型 保育事業	人		46		46		46		64		64
	③地域単独事業 (認証保育所)		人	28	41	28	41	28	41	28	41	28	41
	②-①		人	-35	29	-7	-2	47	13	74	29	82	69
	②+③-①		人	-7	70	21	39	75	54	102	70	110	110

(認証保育所)

児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育所のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業における目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

なお、各事業の令和元年度の数値は、平成27年度から平成30年度までの実績等から推計した数値となります。

①利用者支援に関する事業【平成29年9月一部見直し】

平成28、29年度の2か年あきる野ルピア2階に本市の子育て支援拠点施設として「あきる野子育てステーションここの」を整備しました。この施設において、平成29年2月27日に子育て支援総合窓口を、同年4月に母子保健窓口を開設し、子育て世代包括支援センターとして連携を図り、妊娠期から出産、子育て期にわたる子育てに関する情報提供や助言、相談対応などを行いました。

■利用者支援に関する事業

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	確保の内容 (実施箇所数)	箇所	検討	1	2	2	2
	設置場所	-	検討	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等
実績値	実施箇所数	箇所	検討	1	2	2	2
	設置場所	-	検討	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等

②時間外保育事業（延長保育事業）【平成28年8月一部見直し】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（標準保育の11時間又は短時間保育の8時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しました。確保内容の実績値については、計画値を上回りました。

■時間外保育事業（延長保育事業）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	745	910	883	863	844
	確保の内容	人	745	910	883	863	844
実績値		箇所	13	15	15	15	15
確保の内容	人	924	888	825	932	937	
	箇所	15	15	15	15	15	

③放課後の活動支援（放課後子ども総合プラン）【平成28年8月一部見直し】

学童クラブ事業の利用者は、年々増加傾向にあるため、公共施設や学校の余裕教室の有効活用を図り量の確保に努めました。また、平成27年4月から、全学童クラブで対象を小学校6年生までに拡大し、育成時間については、平日が午後7時まで、土曜日、夏休みなどが午前8時から午後7時までに延長しました。

放課後子ども教室については、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的とし、地域の方々の協力を得て、計画どおり実施しました。

■学童クラブ

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み (1～6年生)	人	988	968	1,043	1,054	1,019
	確保の内容	人	880	970	970	1,020	1,020
実績値	申請者数 (1～6年生)	人	1,019	1,056	1,071	1,179	1,195
	確保の内容	人	970	970	970	991	1,015
	入会者数 (4月1日時点)	人	909	925	942	991	1,015
	設置箇所数	箇所	16	16	16	16	16

■放課後子ども教室

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	学校数	校	10	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	4	4	5	5	6
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	40	40	50	50	60
	一体型*実施箇所数	箇所	4	4	5	5	6
	一体型の目標事業量	%	100	100	100	100	100
実績値	学校数	校	10	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	4	4	5	5	6
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	40	40	50	50	60
	一体型実施箇所数	箇所	4	4	5	5	6
	一体型の目標事業量	%	100	100	100	100	100
	登録者数	人	625	594	712	726	836

(一体型)

学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することです。

④子育て短期支援事業

保護者の出張、疾病、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなど、支援が必要な家庭に対し、委託先である東京恵明学園と調整を図り、お子さんをお預かりしました。

■子育て短期支援事業(ショートステイ事業*)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日	152	150	148	146	145
	確保の内容	人日	152	150	148	146	145
		箇所	1	1	1	1	1
実績値	利用者数	人日	151	135	147	137	133
	確保の内容	人日	152	150	148	146	145
		箇所	1	1	1	1	1

⑤乳児家庭全戸訪問事業

新生児訪問（生後2か月まで）とこんにちは赤ちゃん訪問（生後2か月から4か月まで）事業を実施しました。里帰り出産が長期になったり、施設入所中、訪問拒否等で、期日内に訪問できなかった場合は、後日訪問や電話対応を行い、状況確認を行いました。

■乳児家庭全戸訪問事業

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み(訪問件数)	件	568	560	549	539	530
	量の見込み(訪問率)	%	100	100	100	100	100
	確保の内容	-	実施体制：3人・実施機関：健康課				
実績値	出生者数	人	570	522	547	500	480
	訪問件数	件	569	511	541	492	475
	訪問率	%	99.8	97.9	98.9	98.4	99.0
	確保の内容	-	実施体制：3人・実施機関：健康課				

(ショートステイ事業)

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を日帰りや宿泊でお預かりする事業です。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

要保護児童の早期発見、適切な支援及び予防のため、子ども家庭支援センターの機能を充実し、関係機関との連携体制の強化を図りました。相談件数の増加に伴い、養育支援訪問の件数、ケース会議の回数が増加しましたが、職員体制の充実を図り支援を行いました。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	専門的相談支援件数	件	60	60	60	60	60
	育児支援ヘルパー派遣件数	件	132	132	132	132	132
	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
	個別ケース検討会議回数	回	20	20	20	20	20
実績値	専門的相談支援件数	件	71	117	157	250	245
	育児支援ヘルパー派遣件数	件	45	70	102	206	144
	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
	個別ケース検討会議回数	回	29	27	30	35	30

⑦地域子育て支援拠点事業【平成28年8月一部見直し】

平成27年8月にあきる野ルピア1階に、また、平成29年10月にあきる野ルピア2階に子育てひろばを開設し、市内5か所で、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座等を実施しました。利用者が増えたことにより、相談件数も比例して増加しました。

■地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み(大人の数)	人回	4,350	8,600	14,360	14,360	14,360
	確保の内容	人日	4,350	8,600	14,360	14,360	14,360
		箇所	3	4	5	5	5
実績値	利用者数(大人の数)	人回	6,997	10,064	12,467	15,703	17,005
	確保の内容	人日	6,997	10,064	12,467	15,703	17,005
		箇所	4	4	5	5	5
	利用者数(小人の数)	人回	8,119	11,448	13,941	17,930	19,385

※ニーズ調査では、保護者の利用意向等を把握しているため、量の見込み及び確保内容の人数は大人の人数です。

⑧一時預かり事業【平成 28 年 8 月一部見直し】

認可保育所での一時預かり事業については、市内の私立保育所 12 園で実施しました。また、平成 30 年度からは「子育てひろば こころの」に併設する一時預かりスペースにおいて、保護者の育児疲れのリフレッシュなどで利用できる、一般型の一時預かり事業を開始したことで利用者が増加しました。

■一時預かり事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	1号認定による利用	量の見込み	人日	557	546	524	510
		確保の内容	人日	272	289	358	427
	2号認定による利用	量の見込み	人日	55,767	54,679	52,504	51,098
		確保の内容	人日	26,881	28,628	35,649	42,670
	その他	量の見込み	人日	1,472	1,432	1,389	1,357
		確保の内容	人日	800	950	1,100	1,250
			箇所	12	12	13	13
実績値	幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業	利用者数	人日	32,808	32,262	32,569	31,622
		設置箇所数	箇所	6	6	6	6
	その他	利用者数	人日	347	406	306	779
		設置箇所数	箇所	12	12	12	13
							15

※その他は、認可保育所での一時預かり事業及び一般型一時預かり事業です。

⑨病児・病後児保育事業【平成 28 年 8 月一部見直し】

秋川あすなろ保育園で行っていた病後児保育事業を平成 29 年度末で廃止し、平成 30 年 4 月からは、平成 29 年度中に公立阿伎留医療センターの敷地内に整備した病児・病後児保育室において、病気中や病気の回復期にあるお子さんの預かりを開始したことで、利用者が大幅に増加しました。病児・病後児を第一に考えた保育や医療・看護の管理の下、安全にお子さんをお預かりしました。

■病児・病後児保育事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日	35	35	35	870	870
	確保の内容	人日	35	35	35	870	870
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
実績値	利用者数	人日	13	4	2	427	610
	確保の内容	人日	35	35	35	870	870
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1

⑩ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で助け合いながら子育ての援助活動に取り組むため、依頼会員及び提供会員の会員数を確保する取組として、事業説明会を定期的に実施したほか、制度の周知も兼ねて、広報や町内会・自治会等を通じて事業の周知を行い、会員数の確保に努めました。また、安全・安心なサービスを提供するため、提供会員の養成講習会を実施し、資質の向上を図り、支援体制の強化に努めました。

■ファミリー・サポート・センター事業

			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	乳幼児	量の見込み	人日	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
		確保の内容	人日	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
	1～4年生	量の見込み	人日	880	880	880	880	880
		確保の内容	人日	880	880	880	880	880
	5～6年生	量の見込み	人日	70	70	70	70	70
		確保の内容	人日	70	70	70	70	70
	設置箇所数		箇所	1	1	1	1	1
	提供会員数		人	191	191	191	191	191
	両方会員数		人	27	27	27	27	27
実績値	乳幼児	利用件数	人日	592	354	453	342	406
		確保の内容	人日	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
	1～4年生	利用件数	人日	650	725	748	348	453
		確保の内容	人日	880	880	880	880	880
	5～6年生	利用件数	人日	250	124	65	227	295
		確保の内容	人日	70	70	70	70	70
	利用件数（0～12歳）		件	1,492	1,203	1,266	917	1,154
	設置箇所数		箇所	1	1	1	1	1
	提供会員数		人	201	193	196	196	198
	依頼会員数		人	486	514	532	565	580
	両方会員数		人	21	20	17	17	14

⑪妊婦健康診査

国が示している基準どおりの14回の健康診査と超音波検査及び子宮頸がん検診を継続実施しました。また、受診票が使用できない助産院や都外の医療機関等で受診する場合の費用助成について、母子健康手帳交付時の保健師等面接の際に手続き方法等の説明を行い、周知徹底を図りました。

■妊婦健康診査事業

			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	受診券配布人数	人	606	598	586	575	565
		受診回数見込み	回	6,545	6,458	6,329	6,210	6,102
	確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関				
		実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関				
		検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
実績値	受診券配布人数	人	490	591	466	475	480	
		受診回数	回	6,540	7,344	6,821	6,260	5,958
	確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関				
		実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関				
		検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
		実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで				

第4章 あきる野市子育て支援施策の展開

1 計画の全体像

【 基本理念 】

未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち
社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野

【 基本的な考え方 】

考え方 1

全ての子どもが等しく
質の高い幼児教育・保育
や福祉を受けることができる環境を整えます

考え方 2

全ての保護者が子育て
を楽しみながら、成長
できる環境を整えます

考え方 3

社会全体で子ども・子育て
家庭を見守り、安心して
子どもを産み育てられる
環境を整えます

基本目標 1

全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備

【 基本目標 】

基本目標 2

全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備

基本目標 3

子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、
安全に安心して暮らせる環境の整備

2 計画の体系

「基本理念」や「基本的な考え方」を踏まえ、あきる野市に暮らす全ての子どもへの支援、全ての保護者への支援、社会全体での子ども・子育て家庭への支援を推進するため、3つの基本目標と12の施策により計画を推進していきます。

基本目標	施策	事業		
基本目標1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備	①幼児教育・保育の充実	1 幼児教育・保育の質の向上 2 認証保育所の充実		
		②成長段階に応じた健全育成	3 健康診査等の実施 4 よちよちタイム、幼児クラブ 5 幼稚園における就学前児童の子育て支援事業 6 保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携 7 児童館事業 8 放課後の活動支援(新・放課後子ども総合プラン) ☆◎ 9 教育相談事業	
		③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	10 障がい児への手当等の支給 11 障がい児療育体制の充実 12 障がい児保育事業 13 障がい児支援サービス 14 特別支援教育 15 障害者虐待防止センター 16 子ども食堂推進事業 ◎ 17 子どもの学習支援事業 ◎ 18 外国につながる子どもへの支援	
		①母と子の健康の保持・増進	19 母子健康手帳の交付 20 乳児家庭全戸訪問事業 ☆ 21 妊婦健康診査 ☆ 22 母親学級(母性科、育児科) 23 育児相談・一般相談	
		②子ども・子育てに関する相談窓口の充実	24 子ども家庭支援センター ◎ 25 利用者支援事業 ☆ 26 障がい者相談支援センター	
		③子育てに対する意識啓発と情報提供	27 子育てに関する意識についての啓発活動の推進 28 子育て関連情報の提供 29 子育て支援講座(家庭教育学級等)	
		④子育てしやすい支援体制の充実	30 子育て短期支援事業 ☆ 31 地域子育て支援拠点事業 ☆ 32 一時預かり事業 ☆ 33 時間外保育事業 ☆ 34 病児・病後児保育事業 ☆ 35 児童手当の支給 36 医療費の助成 37 入院助産費の支給 ◎ 38 幼児教育に対する支援 ◎ 39 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ☆◎ 40 就学援助費の支給 ◎	
		⑤ひとり親家庭等への支援の充実	41 母子・父子相談 ◎ 42 母子・父子自立支援プログラム策定事業 ◎ 43 児童育成手当・児童扶養手当の支給 ◎ 44 ひとり親家庭等医療費助成 ◎ 45 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ◎ 46 東京都母子及び父子福祉資金 ◎ 47 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎ 48 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ◎	
	基本目標2 全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備	①子どもの安全・安心の確保	49 子どもの安全の確保 50 子どもの危機管理体制の充実	
			②子育てを支援する生活環境等の整備	51 赤ちゃん・ふらっと事業の推進 52 子育て世帯の住生活を支援する取組の推進 53 安全・安心に利用できる子育て空間の充実 54 公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化 55 小・中学校の施設整備事業 56 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業 ☆
			③地域における子ども・子育て支援の推進	57 子育てグループ等への活動支援 58 保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放 59 ファミリー・サポート・センター事業 ☆ 60 地域子ども育成リーダー事業 61 子育て支援を担う地域人材の確保 62 児童虐待防止対策(養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会) ☆
			④仕事と子育ての両立の推進	63 ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業 64 育児休業制度等の普及啓発 65 子育て中の親の再就職支援の充実 66 男女共同参画の意識啓発

※☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業

◎…子どもの貧困対策関連事業

3 施策の展開

基本目標1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備

現状・課題

- ・アンケート調査では、希望する園に空きがなく利用できなかったことが挙げられていることから、保護者のニーズに対応できる体制づくりが求められています。
- ・共働き世帯の増加や最年少の子どもが0歳・1歳の共働き世帯の就業率が上昇していることなどから、引き続き幼児教育・保育事業の充実が求められます。
- ・子どもたちが質の高い幼児教育・保育事業を受けることができるよう、乳幼児の教育・保育に携わる人材の育成が必要です。
- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場所（放課後の居場所）の提供が求められています。
- ・子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることはないよう、一人ひとりの個性を大切にした支援が必要です。
- ・障がい児や心身の発達に遅れがある児童に対して、個々の状況に応じた教育・保育の支援の充実や将来自立ができる一貫した支援環境を整える必要があります。
- ・今後より一層、国際化が進むことが予想されることから、外国につながる子どもや家庭等への支援が求められています。

方向性

小学校就学前における幼児教育・保育を十分に提供できる環境を整備するとともに、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、幼稚園教諭や保育士等の職員が専門性を向上させるための取組を推進します。また、健康診査の実施や放課後の活動支援などにより、成長段階に応じた健全育成に取り組みます。

併せて、特に支援を必要とする子どもへの支援の充実を図るため、障がい児への支援や特別支援教育などを推進します。

具体的な取組

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…子どもの貧困対策関連事業

①幼児教育・保育の充実

No.	事業名	内容・担当課		
1	幼児教育・保育の質の向上	幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育アドバイザーについて研究するなどし、質の高い教育・保育を提供する体制を整えます。 【担当課：保育課】		
2	認証保育所の充実	保護者のニーズに応じた保育に対応するため、認証保育所を支援します。 【担当課：保育課】		
		指標	実績値	目標値
		平成30年度	令和6年度	
	年間利用者数（延べ利用者数）	69人（753人）	69人（828人）	

②成長段階に応じた健全育成

No.	事業名	内容・担当課		
3	健康診査等の実施	乳幼児の健康保持、増進を図るため、3～4か月児健康診査、6～7・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健康診査、精密健康診査、乳幼児発達健康診査、歯科健康診査を実施します。また、むし歯予防教室・歯科予防処置も実施します。さらに、3歳児健康診査以降については、保護者や幼稚園・保育園等から子どもの発達に関する相談に基づき、必要に応じて経過観察健康診査や発達健康診査等により支援していきます。 対象となる乳幼児が受診できるよう、広報やチラシ、母と子の保健バック等も活用し、健康診査等の必要性や重要性の周知を図ります。 【担当課：健康課】		
		指標	実績値	目標値
		平成30年度	令和6年度	
		3～4か月児健康診査受診者（受診率）	480人（98.8%）	450人（100%）
		1歳6か月児健康診査受診者（受診率）	598人（99.0%）	484人（100%）
		3歳児健康診査受診者（受診率）	566人（99.1%）	528人（100%）
		むし歯予防教室 ※8月・12月を除く	月1回	月1回
4	よちよちタイム、幼児クラブ	よちよちタイムは1歳前後の親子、幼児クラブは2歳から4歳までの親子を対象とし、遊びなどを通じて子どもの集団生活への準備と親同士の交流を支援します。また、幼児クラブ及びよちよちタイムの親子を対象に幼児クラブ合同運動会を実施し、より広い交流を図ります。 《平成30年度実績》 <ul style="list-style-type: none">・よちよちタイム参加者数 延べ229人（親子 延べ113組）・幼児クラブ参加者数 延べ670人（親子 延べ629組）・合同運動会参加者数 53人（親子20組） 【担当課：子ども政策課】		

NO.	事業名	内容・担当課														
5	幼稚園における就学前児童の子育て支援事業	<p>市内幼稚園において、未就園児やその保護者に対して子育てに関する相談に応じるなどの支援を行います。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談 5 園（うち認定こども園 2 園） ・子育て井戸端会議 2 園（うち認定こども園 1 園） ・未就園児の保育 5 園（うち認定こども園 2 園） ・園庭・園舎の開放 5 園（うち認定こども園 2 園） ・子育て情報の提供 4 園（うち認定こども園 1 園） ・子育て講座・講演会 1 園（うち認定こども線 1 園） <p>【担当課：保育課】</p>														
6	保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携	<p>保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シート 134 件（作成率 21%） ・小幼保連絡協議会 1 回 <p>【担当課：指導室】</p>														
7	児童館事業	<p>児童に健全な遊びを提供し、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。また、児童館の利用状況を考慮し、子ども・子育て支援事業計画の学童クラブの量の確保策や中長期の公共施設再配置等との整合性を図りながら事業を進めていきます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館利用者数 29,368 人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>														
8	放課後の活動支援 【新・放課後子ども総合プラン】 ☆◎	<p>保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。</p> <p>また、待機児童対策として、学童クラブでは、公共施設や学校の余裕教室の有効活用等を積極的に行うとともに、教育・保育施設における児童の預かりについても研究していきます。</p> <p>放課後子ども教室では、学童クラブと連携し、一体型による実施を継続していきます。また、未実施校に対して開設の意向を調査し、学校との連携を図りながら、隔年で 1 カ所以上の整備に取り組んでいきます。</p> <p>【担当課：子ども政策課・生涯学習推進課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学童クラブ待機児童数</td> <td>161 人 ※平成 30 年 4 月</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>学童クラブ実施箇所数</td> <td>16 カ所</td> <td>17 カ所</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども教室実施箇所数</td> <td>5 カ所</td> <td>8 カ所</td> </tr> </tbody> </table>	指標	実績値	目標値	平成 30 年度	令和 6 年度	学童クラブ待機児童数	161 人 ※平成 30 年 4 月	0 人	学童クラブ実施箇所数	16 カ所	17 カ所	放課後子ども教室実施箇所数	5 カ所	8 カ所
指標	実績値	目標値														
	平成 30 年度	令和 6 年度														
学童クラブ待機児童数	161 人 ※平成 30 年 4 月	0 人														
学童クラブ実施箇所数	16 カ所	17 カ所														
放課後子ども教室実施箇所数	5 カ所	8 カ所														
9	教育相談事業	<p>児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育相談所、スクールカウンセラー、適応指導教室による専門的な教育相談を進めています。</p> <p>子どもや保護者が不安や心配等を抱え込むことがないよう、各種相談員等を中心に関係機関との連携の下、柔軟な対応や情報交換に努めます。</p>														

No.	事業名	内容・担当課
9	教育相談事業 (つづき)	<p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育相談所 相談件数 276 件 延べ相談回数 1,664 回（来所 1,606 回、電話 58 回） • スクールカウンセラーの状況 スクールカウンセラー 各校 1 人 • スクールソーシャルワーカーの状況 スクールソーシャルワーカー 3 人 相談件数 17 件 <p>【担当課：指導室】</p>

③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

No.	事業名	内容・担当課
10	障がい児への手当等の支給	<p>障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当・助成金の支給を行います。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特別児童扶養手当受給者数 115 人 • 心身障害者福祉手当支給件数 延べ 19,280 件 • 心身障害者（児）交通費等助成金支給件数 延べ 18,669 件 • 障害児福祉手当支給件数 延べ 484 件 <p>【担当課：子ども政策課・障がい者支援課】</p>
11	障がい児療育体制の充実	<p>障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導の充実を図るとともに、教育・保育等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。</p> <p>また、相談支援ファイルの作成をはじめ、関係機関や専門家による検討委員会において意見交換を行い、情報の一元化や連携体制の強化を図ります。</p> <p>【担当課：指導室・保育課・健康課・障がい者支援課】</p>
12	障がい児保育事業	<p>集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。</p> <p>また、医療的ケア児等に対して必要な支援が提供できる体制の整備に努めるなど、障がい児への支援の充実を図ります。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保育所 受け入れ人数 42 人（15 園） • 幼稚園 受け入れ人数 18 人（4 園） • 認定こども園 受け入れ人数 14 人（2 園） • 学童クラブ 受け入れ人数 72 人（13 クラブ） <p>【担当課：保育課・子ども政策課】</p>
13	障がい児支援サービス	<p>未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」、就学している障がい児に対し、放課後又は休日において生活訓練などを行う「放課後等デイサービス」などを実施し、障がい児の療育支援に取り組みます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童発達支援 309 件 • 放課後等デイサービス 2,699 件 <p>【担当課：障がい者支援課】</p>

NO.	事業名	内容・担当課		
14	特別支援教育	<p>障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもたちが必要としている指導や支援を受けられる教育を推進するため、特別支援教育検討委員会の定期的な開催、巡回相談や巡回指導等に取り組みます。また、教職員に対して特別支援教育の正しい理解を促し、適切な指導ができるよう、特別支援教育コーディネーターの養成・育成や研修の充実を図ります。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育検討委員会 2 回 ・特別支援教育研修会 7 回 ・特別支援教育コーディネーター連絡会 4 回 <p>【担当課：指導室】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		巡回相談・教育相談	24 園	全園実施
		副籍交流事業参加者数	24 人	実施率の増加
15	障害者虐待防止センター	<p>障害者虐待防止センターを委託運営し、障がい者への虐待防止に取り組みます。また、虐待を受けた障がい者及び養護者に対して行う相談、指導及び助言を実施します。さらに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動を推進します。</p> <p>障がいのある子どもについては、障がい者施設従事者が虐待した場合が対象です。虐待を把握した場合には、障がい者施設に対して指導等を行います。</p> <p>【担当課：障がい者支援課】</p>		
16	子ども食堂推進事業 ◎	<p>子ども食堂を運営する団体等に補助金を交付し、子ども食堂を運営する団体等を支援するとともに、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげます。</p> <p>【担当課：子ども政策課】</p>		
17	子どもの学習支援事業 ◎	指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
			補助対象団体数	— 3 団体
18	外国につながる子どもへの支援	<p>学習に不安のある児童・生徒の基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図り、将来に希望を持って就学できるようにすることを目的に実施します。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 市内在住の小学校 5、6 年生及び中学校 1、2 年生 ・教科 小学生：国語、算数 中学生：数学、英語 ・参加者数 150 人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>		

基本目標2 全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備

現状・課題

- ・親子がいきいきと暮らせるように、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得るための情報の提供が必要です。
- ・子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、親が子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会と情報提供が必要です。
- ・産後うつや子育て不安等に起因する健康問題等、子育てに伴うこころの健康が懸念されることから、妊娠・出産期から子どもの成長の各段階における母子保健に関する取組の充実が必要です。
- ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えています。
- ・アンケート調査では、就学前児童の母親を中心に、パート・アルバイト等からフルタイムへの転換や現在就労していない人の約8割が就労の意向があることから、子育てと仕事との両立支援が必要です。
- ・アンケート調査では、支援を必要とした時に助けてもらえる存在や子育ての相談先が「いない/ない」と回答している人がそれぞれ一定数いることから、必要に応じた支援が受けられるようにする必要があります。
- ・子育て中の保護者がいつでも気軽に相談できる体制の充実が求められています。

方向性

子どもを安心して産み育てることができるようにするため、妊婦健康診査や乳幼児全戸訪問事業等を実施するとともに、子育て支援情報の提供や子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、子どもを産み育てるこの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を推進します。さらに、子育てしやすい支援体制の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、病児・病後児保育事業等を実施します。

併せて、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、相談窓口や就労支援等の充実を図ります。

具体的な取組

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…子どもの貧困対策関連事業

①母と子の健康の保持・増進

NO.	事業名	内容・担当課		
19	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、妊娠届を提出した人に母子健康手帳を交付します。また、母子健康手帳の交付時に行う保健師等との面談のスムーズな実施及び対応に努めます。 【担当課：健康課】		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		妊娠届受理件数	475件	450件
20	乳児家庭全戸訪問事業 ☆	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む。〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげます。 【担当課：健康課】		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問（訪問率）	98.4%	100%
21	妊婦健康診査 ☆	妊婦の健康管理や保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健康診査を行います。 【担当課：健康課】		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		妊婦健康診査受診回数	6,260回	5,585回
22	母親学級（母性科、育児科）	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等（離乳食教室、育児グループ）を実施します。また、安心して、妊娠・出産ができるように、妊娠期から子育て期を通じて、子育て家庭のニーズに合った講座や教室を実施し、夫婦で参加しやすい体制づくりに努めます。 【担当課：健康課】		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		平日コース実施回数（受講者数）	4回（91人）	4回（96人）
		土曜コース実施回数（受講者数）	4回（84人）	4回（96人）
		離乳食教室 実施回数（受講者数） ※全月齢合計	24回（176人）	24回（250人）

No.	事業名	内容・担当課		
23	育児相談・一般相談	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。また、多様化する相談にも対応できる総合的な窓口や職員のスキル向上等の体制強化を推進します。 【担当課：健康課】		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		育児相談 相談者数 【乳児・幼児】	1,127 人	970 人
		健康相談 面接対応人数 【妊娠、産婦、乳幼児、その他】	3,713 人	3,390 人
		健康相談 電話対応人数 【妊娠、産婦、乳幼児、その他】	510 人	440 人

②子ども・子育てに関する相談窓口の充実

No.	事業名	内容・担当課		
24	子ども家庭支援センター ◎	子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行います。また、相談内容や子育て講座への参加者等のニーズや状況に合わせた支援体制を強化します。 【担当課：子ども家庭支援センター】		
25	利用者支援事業 ☆	基本型では、18 歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に出向いて支援します。 母子保健型では、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うために母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1人以上配置します。また、母子健康手帳交付時に保健師等による妊婦面接や妊娠期の電話連絡・訪問等を実施することで、妊娠期から、全ての妊娠婦等の状況を継続的に把握し、支援を行います。 【担当課：子ども家庭支援センター・健康課】		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		基本型 実施箇所数	1 か所	1 か所
		設置場所	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの
		母子保健型 実施箇所数	1 か所	1 か所
		設置場所	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの
26	障がい者相談支援センター	障害の程度・状態に合わせ意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援等を受けられるよう、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病患者に関する相談支援を行います。 【担当課：障がい者支援課】		

③子育てに対する意識啓発と情報提供

No.	事業名	内容・担当課		
27	子育てに関する意識についての啓発活動の推進	<p>母親学級等事業の中でのリーフレットの配布などにより、子どもを産み育てるこの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。</p> <p>また、若年夫婦や特に支援が必要な子どものいる家庭等においても、不安や負担なく、安心して妊娠・出産ができる支援体制の強化に努めます。</p> <p>【担当課：健康課】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		平日コース（開催 12 日）受講者数	91 人	96 人
		土曜コース（4 学級）受講者数	84 人	96 人
28	子育て関連情報の提供	<p>子育て支援ガイドブックや子育て応援サイト＆アプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。</p> <p>また、SNSによる情報発信等について検討していきます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援サイトのキッズアクセス件数 89,436 件 <p>【担当課：子ども政策課・子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		子育て応援メール登録者数	2,065 件 ※平成 31 年 3 月末時点	3,000 件
		子育て応援アプリのキッズアプリダウンロードユーザー数	756 人 ※平成 31 年 3 月末時点	1,800 人
29	子育て支援講座（家庭教育学級等）	<p>乳幼児・児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として、家庭教育学級等を充実させます。子どもの健やかな成長を促すための環境づくりの一助とするため、子どもの発達段階に応じた学習型講座と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子体験型講座を実施します。</p> <p>また、市民のニーズに合う講座内容や開催日時等の設定をすることで、より多くの参加者への学習機会の充実に努めます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 1 講座 参加者数 17 人 ・家庭教育講座（親子自然体験教室、親子木工教室、親子料理教室） 5 講座 延べ 6 回 参加者数 延べ 132 人 <p>【担当課：生涯学習推進課】</p>		

④子育てしやすい支援体制の充実

No.	事業名	内容・担当課		
30	子育て短期支援事業 ☆	<p>保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での乳幼児の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで一時的に乳幼児をお預かりし、これらの乳幼児及びその家庭の福祉の向上を図ります。</p> <p>休日・宿泊を含めたショートステイ事業と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業*があり、本市では、児童養護施設「東京恵明学園」(所在地:青梅市)に委託し、ショートステイ事業を実施しています。</p> <p>【担当課:子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		乳幼児ショートステイ 年間利用者数	137人	115人
31	地域子育て支援拠点事業 ☆	<p>公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供します。</p> <p>市では、子育てひろばを5か所で開設しており、自由に利用が可能で、子育て相談や子育てサークル活動の場としての提供、講座なども実施しています。</p> <p>【担当課:子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		子育てひろば 年間利用者数	15,703人	16,716人
		子育てひろば 設置箇所数	5か所	5か所
32	一時預かり事業 ☆	<p>幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業をはじめ、保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときのために、保育所等で就学前までの児童をお預かりする一時預かりを行います。</p> <p>【担当課:保育課・子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
		幼稚園における在園児対象の預かり保育事業 実施箇所数	6か所	6か所
		その他事業実施箇所数	保育施設等	12か所
			一般型	1か所
		1か所	14か所	1か所
33	時間外保育事業 ☆	<p>勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(標準保育の11時間又は短時間保育の8時間)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施します。</p> <p>《平成30年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の実施箇所数(公立保育所) 3か所 ・延長保育の実施箇所数(私立保育所) 12か所 <p>【担当課:保育課】</p>		

(トワイライトステイ事業)

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけてお預かりする事業です。

NO.	事業名	内容・担当課		
34	病児・病後児保育事業 ☆	病気中又は病気回復期にあるため集団保育が困難な小学校3年生までの児童を公立阿伎留医療センターの敷地内に設置した病児・病後児保育室でお預かりし、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。 【担当課：子ども家庭支援センター】		
		指標	実績値	目標値
			平成30年度	令和6年度
	病児・病後児保育 設置箇所数		1か所	1か所
35	児童手当の支給	国の制度として、保護者が所得制限等の要件を満たす中学生までの児童に対し、手当を支給しています。 《平成30年度実績》 ・児童手当受給者数 9,717人 【担当課：子ども政策課】		
36	医療費の助成	①乳幼児医療費助成 東京都の制度として、保護者が所得制限の要件を満たしている小学校就学前までの児童に対し、医療機関で支払う医療費を助成しています。あきる野市の場合は、所得制限を超えた方にも市独自で助成しています。 ②義務教育就学児医療費助成 東京都の制度として、保護者が所得制限の要件を満たしている義務教育就学期にある児童に対し、医療機関で支払う医療費を助成しています。 《平成30年度実績》 ・乳幼児医療費助成受給者数 3,903人 ・義務教育就学児医療費助成受給者数 5,881人 【担当課：子ども政策課】		
37	入院助産費の支給 ◎	東京都の制度で、出産に当たって保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない生活保護世帯や住民税非課税世帯等の妊娠婦の方を対象に、出産に要する費用を助成します。 《平成30年度実績》 ・入院助産費支給件数 2件 【担当課：子ども家庭支援センター】		
38	幼児教育に対する支援 ◎	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。 《平成30年度実績》 ・私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業（補助対象人員 438人） ※幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年9月まで廃止 ・私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付事業 (補助対象延べ人員 7,776人) ・私立幼稚園協会研修費補助金交付事業 ・私立幼稚園教育振興費補助金交付事業（幼稚園4園、幼児園1園） 【担当課：保育課】		
39	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ☆◎	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得者等に対して、保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して補助をします。 【担当課：保育課】		

NO.	事業名	内容・担当課
40	就学援助費の支給 ◎	<p>経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に、市が援助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、経済的な援助を必要とする世帯に支援が行き届くよう、より効果的な周知方法を検討します。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定児童・生徒数（要保護者） 小学校 6 人 中学校 8 人 ・準要保護者 小学校 546 人 中学校 277 人 <p>【担当課：教育総務課】</p>

⑤ひとり親家庭等への支援の充実

NO.	事業名	内容・担当課								
41	母子・父子相談 ◎	<p>ひとり親家庭が抱えている様々な問題などの相談に応じ、問題解決に向けて支援します。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子相談実人数（延べ件数） 489 人（891 件） ・父子相談実人数（延べ件数） 5 人（10 件） <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>								
42	母子・父子自立支援プログラム策定事業 ◎	<p>児童扶養手当受給者一人ひとりの状況、ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定します。プログラムに基づき、児童扶養手当受給者に対して、きめ細やかで継続的な自立及び就労を支援します。</p> <p>事業を積極的に周知し、相談につなげていくことで、ひとり親家庭の生活の安定及び自立を支援します。</p> <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援プログラム策定件数</td> <td>—</td> <td>5 件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	実績値	目標値	平成 30 年度	令和 6 年度	自立支援プログラム策定件数	—	5 件
指標	実績値	目標値								
	平成 30 年度	令和 6 年度								
自立支援プログラム策定件数	—	5 件								
43	児童育成手当・児童扶養手当の支給 ◎	<p>①児童育成手当 東京都の制度として、ひとり親家庭における児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。</p> <p>②児童扶養手当 国の制度として、父母の離婚等により、父や母と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当受給者数 911 人 ・児童扶養手当受給者数 616 人 <p>【担当課：子ども政策課】</p>								
44	ひとり親家庭等医療費助成 ◎	<p>東京都の制度として、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、医療機関で支払う医療費の一部を助成します。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費助成受給者数 1,414 人（633 世帯） <p>【担当課：子ども政策課】</p>								

No.	事業名	内容・担当課		
45	◎ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	<p>中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活を営むのに著しく支障等がある場合、生活の安定を図ることを目的に、ホームヘルパーを一定期間派遣します。</p> <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		ヘルパー派遣の利用件数	1 件（延べ 31 日）	3 件（延べ 200 日）
46	◎ 東京都母子及び父子福祉資金	<p>東京都の制度として、ひとり親家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付けます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付件数 13 件 <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>		
47	◎ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	<p>ひとり親家庭の母親等の経済的な自立を促進するため、指定した職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。</p> <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		支給件数	1 件	2 件
		受講した内容が職に生かされた件数	1 件	2 件
48	◎ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	<p>ひとり親家庭の母親等が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、看護師等の養成機関で 1 年以上修業する期間中の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。</p> <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		訓練促進給付金	6 件	7 件
		修了支援給付金	1 件	2 件
		資格を生かした職に就くことができた件数	1 件	2 件

基本目標3 子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせる環境の整備

現状・課題

- ・核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、社会全体で子どもを見守り、成長を支える取組が必要です。
- ・子どもたちを事件・事故から守るために、家庭や学校だけではなく、地域や関係機関など、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでいく必要があります。
- ・アンケート調査では、子どもの身近な生活環境に対する不安として、「安心して遊ぶ場所が少ない」「1人で外出させるのが心配」といった意見が挙げられています。
- ・アンケート調査では、子育てに関して地域に望むこととして、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」「親子で気軽に参加できるイベント等を企画・運営してほしい」といった意見が挙げられています。
- ・子育てに関する負担や不安、孤立感を感じる保護者が多いことから、子どもが幼い頃から子育て仲間や地域との関わりを持つきっかけをつくる必要があります。
- ・妊婦や子ども連れを含む全ての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が求められています。
- ・本市においても児童虐待の対応件数は増加傾向にあります。
- ・児童虐待をなくしていくためには、未然防止と早期発見の取組が重要であり、いち早く情報を把握して迅速かつ的確に対応する必要があります。

方向性

社会全体で子どもたちの未来を考え、本市に暮らす全ての子どもたちが、地域の見守りや必要に応じて適切な支援を受けながら、いきいきと生活できるよう、関係部署・機関と連携を図りながら、子どもや子育て家庭を見守る環境づくりに取り組みます。また、子どもたちを導き守ることができる人材の育成をはじめ、市民の活動等をサポートするなどし、子どもやその保護者が地域の人たちとの交流を広められる機会を提供します。

併せて、児童虐待への対応として、関係機関で情報共有の推進を図るなどし、発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行っていきます。

具体的な取組

☆…子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業
◎…子どもの貧困対策関連事業

①子どもの安全・安心の確保

No.	事業名	内容・担当課
49	子どもの安全の確保	<p>保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯パトロールなど、施設の周辺や通学路における防犯活動を推進します。</p> <p>また、子どもたちに安全教育を行うとともに、市民に向けて、防災行政無線や安心メールにより、交通安全・防犯に関する情報を配信するなどし、防犯意識の向上に努めます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール数 月 5 回 ・防犯カメラの設置 50 か所（平成 31 年 3 月末時点） <p>【担当課：教育総務課・保育課・地域防災課】</p>
50	子どもの危機管理体制の充実	<p>子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に関する情報を共有し、その対策について協議するとともに、関係機関等への情報提供により、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に努めます。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの危機管理会議開催回数 1 回 <p>【担当課：子ども政策課】</p>

②子育てを支援する生活環境等の整備

No.	事業名	内容・担当課
51	赤ちゃん・ふらっと事業の推進	<p>東京都の制度で、小さなお子さんを連れた方が安心して外出できるよう整備された授乳やおむつ替え等ができるスペースです。公共施設や小さなお子さんを連れて出かける身近な場所への整備を推進しています。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内設置箇所数 11 か所（平成 31 年 3 月末時点） <p>【担当課：子ども家庭支援センター】</p>
52	子育て世帯の住生活を支援する取組の推進	<p>住生活基本法及び住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、子育て世帯が安全・安心な住生活を営めるよう、居住の安定を図る取組を推進します。</p> <p>【担当課：都市計画課】</p>
53	安全・安心に利用できる子育て空間の充実	<p>市民が安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保など、都市計画マスターplanなどの市の計画を生かした、まちづくりを進めています。</p> <p>【担当課：都市計画課・管理課】</p>
54	公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	<p>公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。</p> <p>【担当課：都市計画課・管理課・建設課・施設所管課】</p>

No.	事業名	内容・担当課
55	小・中学校の施設整備事業	小・中学校の施設・設備を法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある状態とすることを目的として整備します。 【担当課：教育総務課】
56	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業 ☆	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進など、多様な事業者の能力を活用していく事業については地域のニーズを捉えながら検討していきます。 【担当課：保育課】

③地域における子ども・子育て支援の推進

No.	事業名	内容・担当課						
57	子育てグループ等への活動支援	地域の子育てグループ（子育てサークル）に関する情報を把握し、情報提供と情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設定します。また、子育てグループ育成のための支援や参考図書等の貸出しを行います。 【担当課：子ども家庭支援センター】						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>令和 6 年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	実績値	目標値	平成 30 年度	令和 6 年度	
指標	実績値	目標値						
平成 30 年度	令和 6 年度							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>子育てグループ登録件数</td> <td>20 件</td> <td>25 件</td> </tr> </tbody> </table>	子育てグループ登録件数	20 件	25 件			
子育てグループ登録件数	20 件	25 件						
58	保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放	保育所、幼稚園及び認定こども園において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。 《平成 30 年度実績》 ・園庭開放 21 園 【担当課：保育課】						
59	ファミリー・サポート・センター事業 ☆	育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動を行う会員組織です。会員組織で相互の活動の連絡・調整を行うなど、地域ぐるみで安心して子育てができる環境を目指し、体制強化を図ります。 【担当課：子ども家庭支援センター】						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>令和 6 年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	実績値	目標値	平成 30 年度	令和 6 年度	
指標	実績値	目標値						
平成 30 年度	令和 6 年度							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>会員数</td> <td>778 人</td> <td>808 人</td> </tr> </tbody> </table>	会員数	778 人	808 人			
会員数	778 人	808 人						
60	地域子ども育成リーダー事業	地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人たちの知識、経験などを生かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担うあきる野市地域子ども育成リーダーを養成します。引き続き、事業の周知啓発を進め、リーダーとなる人材の発掘から育成に努めます。また、地域子ども育成リーダーが主体となり自由な発想で実施する子どもの育成や子育て支援などの提案事業に対して補助金を交付し、地域で子どもを育成する環境の推進を図ります。 【担当課：子ども政策課】						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>令和 6 年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	実績値	目標値	平成 30 年度	令和 6 年度	
指標	実績値	目標値						
平成 30 年度	令和 6 年度							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地域子ども育成リーダー認定者数</td> <td>14 人 (計 166 人)</td> <td>300 人</td> </tr> </tbody> </table>	地域子ども育成リーダー認定者数	14 人 (計 166 人)	300 人			
地域子ども育成リーダー認定者数	14 人 (計 166 人)	300 人						

No.	事業名	内容・担当課		
61	子育て支援を担う地域人材の確保	放課後子ども教室等の活動支援を行う、コーディネーター、安全管理員、地域のボランティア等の人材育成を推進します。 《平成 30 年度実績》 • スタッフ研修 2 回 【担当課：生涯学習推進課】		
62	児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会） ☆	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門職員が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事援助等を行うことで適切な養育を実施します。また、要保護児童を早期発見し、迅速な対応が図れるよう、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報共有や協議等を行うことにより適切な支援及び児童虐待の未然防止につなげます。 【担当課：子ども家庭支援センター】		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		専門的相談支援件数	250 件	277 件
		育児ヘルパー派遣件数	206 件	144 件
		代表者会議回数	2 回	2 回
		実務者会議回数	3 回	3 回
		個別ケース検討会議回数	35 回	30 回

④仕事と子育ての両立の推進

No.	事業名	内容・担当課		
63	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所等を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、市におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。 【担当課：企画政策課】		
		指標	実績値	目標値
			平成 30 年度	令和 6 年度
		ワーク・ライフ・バランス推進事業所（認定事業所数）	3 社	6 社以上
		市民や市内事業者を対象に、広報などのPRにより育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。引き続き、公共施設の案内コーナー及び商工会などにリーフレット・パンフレットを置き、制度の周知及び理解を促します。 《平成 30 年度実績》 • リーフレット等設置箇所数 10 か所（平成 31 年 3 月末時点） 【担当課：商工振興課】		
64	育児休業制度等の普及啓発			

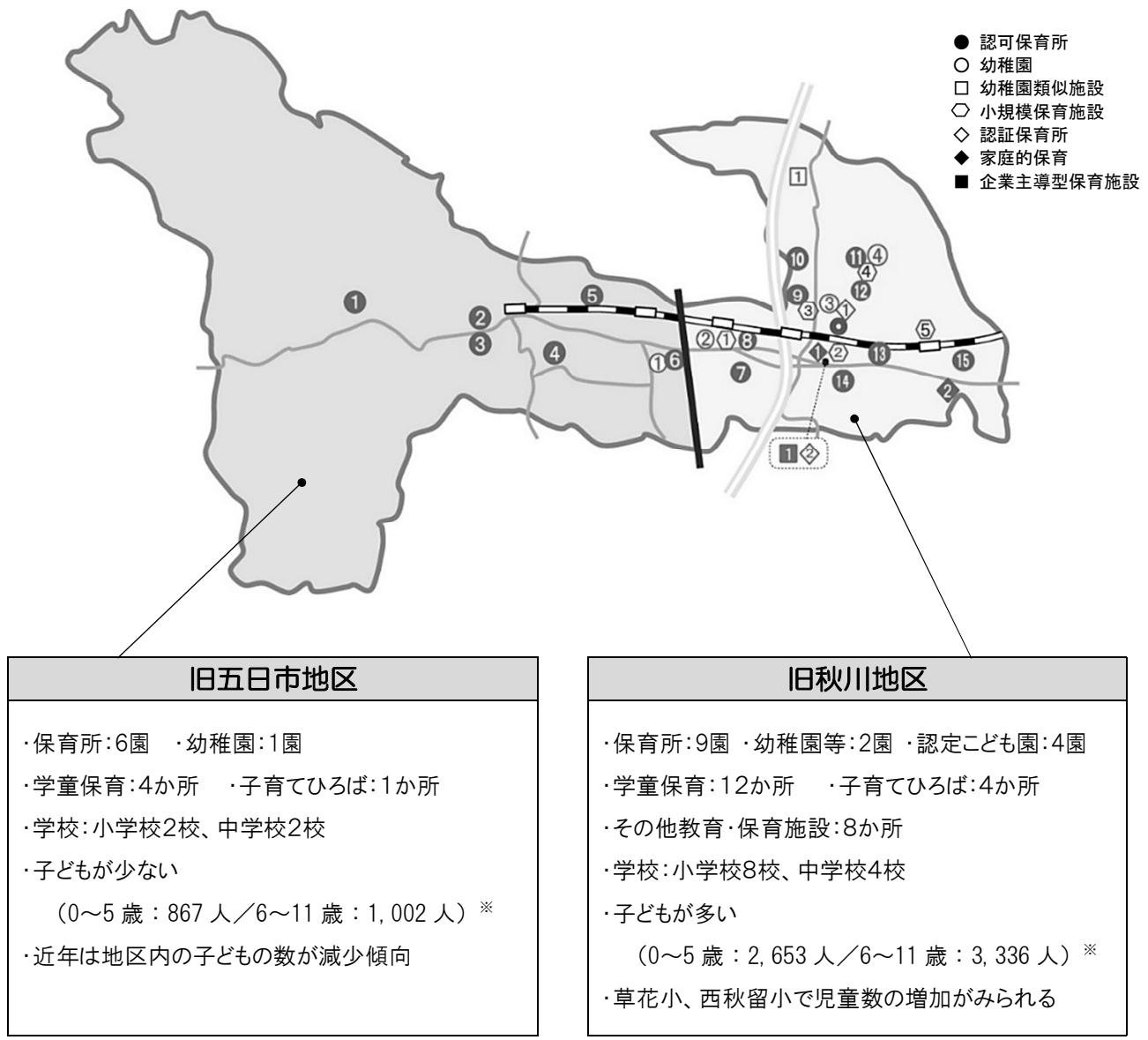
NO.	事業名	内容・担当課								
65	子育て中の親の再就職支援の充実	<p>就労意欲をもつ子育て中の女性に対して、ワーキングセミナーを開催することにより、再就職に資する情報の提供を行います。</p> <p>また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーション Bi@Sta において、ハローワーク求人情報端末の周知を図るほか、就職支援機関と共に就職及び創業支援セミナーを実施することにより、Bi@Sta における就労支援を拡充し、幅広い就労ニーズに対応できる体制を構築します。</p> <p>《平成 30 年度実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援セミナー 年 11 回 ・再就職支援セミナー、面接会 年 3 回 <p>【担当課：商工振興課】</p>								
66	男女共同参画の意識啓発	<p>「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現に向け、「第4次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関するチラシやポスターの設置及び掲示等、意識啓発等を実施します。</p> <p>【担当課：企画政策課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th> <th>実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率(市民アンケート調査による)</td> <td>37. 5%</td> <td>37. 5%以上</td> </tr> </tbody> </table>	指標	実績値	目標値	平成 30 年度	令和 6 年度	「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率(市民アンケート調査による)	37. 5%	37. 5%以上
指標	実績値	目標値								
	平成 30 年度	令和 6 年度								
「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率(市民アンケート調査による)	37. 5%	37. 5%以上								

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1 提供区域の設定*

提供区域の設定については、利用者の視点に立ち、地域ごとのニーズを踏まえ、需要調整を行うことを前提とした上で、本市の地理的な特殊性等を勘案し、市全域（1区域）を教育・保育の提供区域として、全体のバランスをとりながら施策展開を図ります。

■あきる野市の子育てに係る地域資源



*住民基本台帳(平成31年3月31日)

(提供区域の設定)
子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は教育・保育提供区域を定めることとしており、区域の設定に当たっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める」とされています。

2 幼児期の学校教育・保育

市内に居住する0歳から5歳までの子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園等の利用状況」に利用希望を加味して、国の定める以下の3つの区分で認定をしました。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育 (以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(1) あきる野市の現状

幼稚園の利用者数は減少がみられ、令和元年度には769人となっています。保育所の利用者数は、1,700人台でほぼ横ばいの推移となっていますが、0歳から2歳児の利用が多くなる傾向がみられます。

■幼稚園の利用状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
幼稚園	満3歳児	3人	6人	6人	4人	3人
	3歳児	288人	283人	278人	147人	83人
	4歳児	347人	303人	272人	190人	87人
	5歳児	333人	347人	287人	180人	113人
認定こども園 (1号)	満3歳児			0人	4人	11人
	3歳児			25人	89人	123人
	4歳児			22人	109人	166人
	5歳児			19人	99人	183人
合 計		971人	939人	909人	822人	769人

(各年5月1日時点)

■保育所の利用状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保育所	0歳児	113人	131人	118人	129人	113人
	1・2歳児	569人	552人	615人	595人	561人
	3歳以上	1,070人	1,061人	1,011人	993人	997人
認定こども園 (2・3号)	0歳児			0人	0人	0人
	1・2歳児			0人	12人	20人
	3歳以上			5人	58人	85人
合 計		1,752人	1,744人	1,749人	1,787人	1,776人

(保育所：各年4月1日時点 認定こども園：各年5月1日時点)

(2) 需要量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

■教育・保育のニーズ量見込み

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳児	769人	815人	803人	779人	759人	723人
2号認定	3～5歳児	1,090人	1,058人	1,057人	1,040人	1,028人	992人
3号認定	0歳児	116人	123人	127人	131人	135人	139人
	1・2歳児	606人	601人	580人	597人	604人	611人
	計	722人	724人	707人	728人	739人	750人

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業*」による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■平成31年度の保育・教育の状況 0～5歳人口：3,520人(平成31年4月1日時点)

幼稚園等利用者数 3～5歳(%) ※5/1時点	保育所等利用者数			在宅保育者数 0～5歳児 (%)	
	0～5歳 (%)				
		0～2歳	3～5歳		
769人 (21.84%)	1,812人 (51.48%)	722人	1,090人	939人 (26.68%)	

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		815人	803人	779人	759人	723人
②確保 の内容	幼稚園・認定こども園	582人	582人	582人	582人	582人
	私学助成型幼稚園 (新制度未移行)	400人	400人	400人	400人	400人
②-①		167人 (67人)	179人 (79人)	203人 (103人)	223人 (123人)	259人 (159人)

*幼稚園では、令和元年5月1日の時点で市外から105人の利用があったことから、今後5年間の市外からの利用者を100人と推計し、()内はその人数を差し引いた数です。

(地域型保育事業)

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる家庭的保育(保育ママ 定員5人以下)や小規模保育(定員6～19人)などの事業です。新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。

■ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,058人	1,057人	1,040人	1,028人	992人
②確保の 内容	保育所・ 認定こども園	1,172人	1,172人	1,172人	1,172人	1,172人
	地域単独事業	28人	28人	28人	28人	28人
②-①		142人	143人	160人	172人	208人

■ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】(3号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		0歳	1・2歳									
①量の見込み (必要利用定員総数)		724人		707人		728人		739人		750人		
		123人	601人	127人	580人	131人	597人	135人	604人	139人	611人	
②確保の 内容	保育所・ 認定こども園	727人										
		140人	587人									
②確保の 内容	地域型保育事業	64人										
		12人	52人									
②-①	地域単独事業	41人										
		9人	32人									
②-①		108人		125人		104人		93人		82人		
		38人	70人	34人	91人	30人	74人	26人	67人	22人	60人	

(4) 提供体制の確保策（確保の考え方）

量の見込みを確保しているため、現状を維持していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施していきます。

5年間の計画期間（令和2年度～令和6年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業に対する提供体制の確保策やその実施時期等を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	確保の内容(実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
	設置場所	-	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの
母子保健型	確保の内容(実施箇所数)	箇所	1	1	1	1	1
	設置場所	-	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの	子育てステーションこころの

■提供体制の確保策(確保の考え方)

利用者支援事業では、身近な場所で利用希望者の相談に対し、適切な情報提供を一元的に実施するとともに、専門の職員等が個別に支援が必要な方への支援を行います。

基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口等を円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に出向いて支援していきます。

今後も引き続き、アウトリーチの視点を踏まえつつ、事業の拡充を検討していきます。

母子保健型では、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うために母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1人以上配置し、母子健康手帳交付時に保健師等による妊婦面接や妊娠期の電話連絡・訪問等を行い、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援していきます。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	831	827	834	840	834
確保の内容	人	831	827	834	840	834
	箇所	15	15	15	15	15

■提供体制の確保策(確保の考え方)

量の見込みを確保しているため、現状を維持し、引き続き事業を行います。

(3) 放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 学童クラブ(1~6年生)

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	1,173	1,165	1,159	1,139	1,142
1年生	人	436	434	432	424	425
2年生	人	396	393	391	385	386
3年生	人	222	220	219	215	216
4年生	人	80	79	78	77	77
5年生	人	30	30	30	29	29
6年生	人	9	9	9	9	9
確保の内容	人	1,055	1,055	1,110	1,110	1,165
	箇所	17	17	18	18	19

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 放課後子ども教室

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	学校数	校	10	10	10	10
	設置箇所数	箇所	6	7	7	8
	事業量 (市内小学校の整備状況)	%	60	70	70	80
	一体型実施箇所数	箇所	6	7	7	8
	一体型の目標事業量	%	100	100	100	100

■提供体制の確保策(確保の考え方)

改訂前の計画に引き続き、学童クラブと放課後子ども教室の連携を進め、取組の充実に努めるとともに、学校施設の有効活用について検討するなど、体制を整備していきます。

学童クラブの需要については、児童数が減少していくことに伴う減少が見込まれる一方、女性の就業率が上がり、共働き世帯が増加することに伴う増加が見込まれます。

これらの状況を踏まえ、学校の余裕教室を始め、公共施設等の有効活用等を積極的に行うとともに、教育・保育施設における児童の預かりについても研究を行うなどして量の確保に努めています。

放課後子ども教室については、学童クラブと連携し、一体型による実施を継続していきます。

また、未実施校に対して開設の意向を調査し、学校との連携を図りながら、隔年で1か所以上の整備に取り組んでいきます。

(4) 子育て短期支援事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	129	125	122	120	115
確保の内容	人日	129	125	122	120	115
	箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保策(確保の考え方)

ショートステイ事業については、実施場所が市外であり利用者促進を図るためにも西多摩地域の自治体と連携し、利用者のニーズを捉えながら引き続き事業を継続します。

また、要保護児童に対する支援に資する事業との連携により、支援が必要な家庭への対応ができるようにします。

トワイライトステイ事業についても、要望や状況に応じて実施を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問件数	件	485	476	466	458
	訪問率	%	100	100	100	100
確保の内容	-	実施体制:3人・実施機関:健康課				

■提供体制の確保策(確保の考え方)

社会を取り巻く変化を的確に捉え、現行の体制を維持しながら事業を実施します。

実施内容としては、①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談②子育て支援に関する状況提供③親子の心身の状況や養育環境の把握④要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整などを行います。

健康課（保健師・助産師）、民生委員・児童委員*等が、乳児のいる全ての家庭を訪問し、保護者が地域とつながりを持ち、安心して子育てができるような環境づくりをします。里帰り出産などの場合にも自治体間の連絡体制をとり、同様のサービスが受けられるようにします。

また、拒否をされるケースがないように各機関と連携をとり、100%の訪問を目指します。

（民生委員・児童委員）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、福祉の相談助言活動に従事する人です。また、民生委員は、児童福祉法における児童委員を兼ねています。

(6) 児童虐待防止対策（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	専門的相談支援件数	件	277	277	277	277	277
	育児支援ヘルパー派遣件数	件	144	144	144	144	144
	代表者会議回数	回	2	2	2	2	2
	実務者会議回数	回	3	3	3	3	3
	個別ケース検討会議回数	回	30	30	30	30	30

■提供体制の確保策（確保の考え方）

要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関である子ども家庭支援センターの機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関と連携して要保護児童の支援及び児童虐待の未然防止に取り組みます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	量の見込み(大人の数)	人回	18,665	18,072	17,704	17,320
	人日	18,665	18,072	17,704	17,320	16,716
		5	5	5	5	5

※ニーズ調査では、保護者の利用意向等を把握しているため、見込み及び確保内容の人数は大人の人数です。

■提供体制の確保策（確保の考え方）

地域子育て支援拠点事業については、保護者の関心が高く、自由に利用ができ、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座などを実施していることから、子育てひろばについての周知をさらに拡大し、利用促進を図ります。

(8) 一時預かり事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園在園児 対象の預かり 保育事業*	量の見込み	人日	33,612	33,653	33,169	32,874	31,807
	確保の内容	人日	33,612	33,653	33,169	32,874	31,807
		箇所	6	6	6	6	6
1号認定に による利用	量の見込み	人日	6,722	6,730	6,633	6,574	6,361
	確保の内容	人日	6,722	6,730	6,633	6,574	6,361
1号認定 (新2号)に による利用	量の見込み	人日	26,890	26,923	26,536	26,300	25,446
	確保の内容	人日	26,890	26,923	26,536	26,300	25,446
その他の一時 預かり事業*	量の見込み	人日	747	723	709	693	669
	確保の内容	人日	747	723	709	693	669
		箇所	15	15	15	15	15
保育施設等	量の見込み	人日	149	144	141	138	133
	確保の内容	人日	149	144	141	138	133
		箇所	14	14	14	14	14
一般型	量の見込み	人日	598	579	568	555	536
	確保の内容	人日	598	579	568	555	536
		箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保策(確保の考え方)

量の見込みを確保しており、施設の改修や増築の必要はありませんが、人的確保を継続的に実施していく必要があるため、保育士等の確保を引き続き支援をしていきます。

一般型の一時預かり事業については、誰もが一時預かり事業を利用しやすいよう利用者のニーズに合わせた受入れを行うとともに、子育てひろばとも連携し、事業を実施していきます。

(幼稚園在園児対象の預かり保育事業)

幼稚園等において、通常の教育時間の前後又は長期休業日等に保育を必要とする満3歳以上の在園児をお預かりする事業です。

(その他の預かり事業)

市内の私立保育所及びあきる野子育てステーションこころの内で実施している事業です。

(9) 病児・病後児保育事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	625	625	625	625	625
確保の内容	人日	625	625	625	625	625
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1

■提供体制の確保策(確保の考え方)

病児・病後児保育事業については、対象となる児童数に対して、登録者数が少ないとことから、急な預かりにも対応できるよう事業の周知を拡大し、登録者数を増やしていきます。また、安心して子どもを預けられる体制を確保するため、保育士への研修の受講や公立阿伎留医療センターをはじめ関係機関との連携を強化し、事業の充実を図ります。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児	量の見込み	人日	392	379	372	363	351
	確保の内容	人日	392	379	372	363	351
1～4年生	量の見込み	人日	445	432	421	404	396
	確保の内容	人日	445	432	421	404	396
5～6年生	量の見込み	人日	290	282	274	264	259
	確保の内容	人日	290	282	274	264	259
設置箇所数		箇所	1	1	1	1	1
提供会員数		人	197	199	201	203	205
両方会員数		人	14	14	14	14	14

■提供体制の確保策(確保の考え方)

会員数はほぼ横ばいに推移していますが、提供会員については、高齢化に伴う退会に加え、新規会員の登録が少ないとことから、ポスター・チラシ等を自治会・町内会等へ配布するなどし、周知の徹底を図ります。また、より安全・安心なサービスを提供するため、提供会員の養成講習会の内容を充実させ、人員確保と資質の向上を推進し、支援体制を強化します。今後も引き続き、安定した組織運営を行うため、交流会の実施や会報誌の発行などにより、会員相互の親睦や情報共有に努めます。

(11) 妊婦健康診査

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

計画値		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	受診券配布人数	人	485	476	466	458	450
	受診回数	回	6,020	5,908	5,784	5,685	5,585
確保の内容	実施場所	-	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦科を掲げる医療機関				
	実施体制	-	東京都医師会と委託締結した医療機関				
	検査項目	-	東京都及び市が定める健康診査の内容				
	実施時期	-	受診票交付の日から出産の日まで				

■提供体制の確保策(確保の考え方)

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健康診査を実施する医療機関等と連携を図り、適切な支援を行います。検査項目に関しては、東京都及び市が定める検査項目を確保しつつ、東京都が推奨する14回の妊婦健康診査、1回の超音波検査、1回の子宮頸がん検診を実施します。また、都外の医療機関や助産院で受診する場合は、受診票が使用できないため、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう制度の周知徹底を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■提供体制の確保策(確保の考え方)

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得者等に対して、保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る実費徴収額に対して補助をします。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

■提供体制の確保策(確保の考え方)

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進など、多様な事業者の能力を活用していく事業については、地域のニーズを捉えながら検討していきます。

4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進策、保幼小の連携の取組の推進等に取り組みます。

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え方

○運営事業者と相談をしながら、希望を踏まえ支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的考え方、推進方策

○教育・保育施設（小学校・認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業の連携を進めています。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

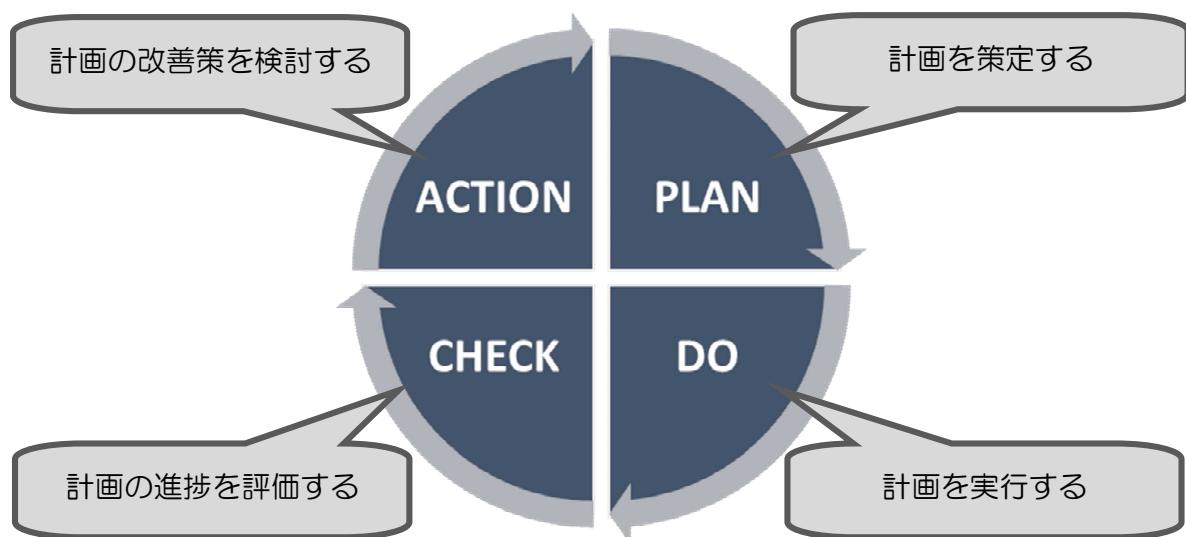
本計画の推進に当たっては、府内関係各課、関係機関団体と連携を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映することで、子ども・子育て支援施策の更なる充実を目指します。

2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても点検・評価を行うことが重要です。

そのため、PDCAサイクルの考え方方に基づき、事業ごとに設定した指標及び実施状況を年度ごとに点検・評価し、「あきる野市子ども・子育て会議」で調査審議を行い、施策の改善に努めます。

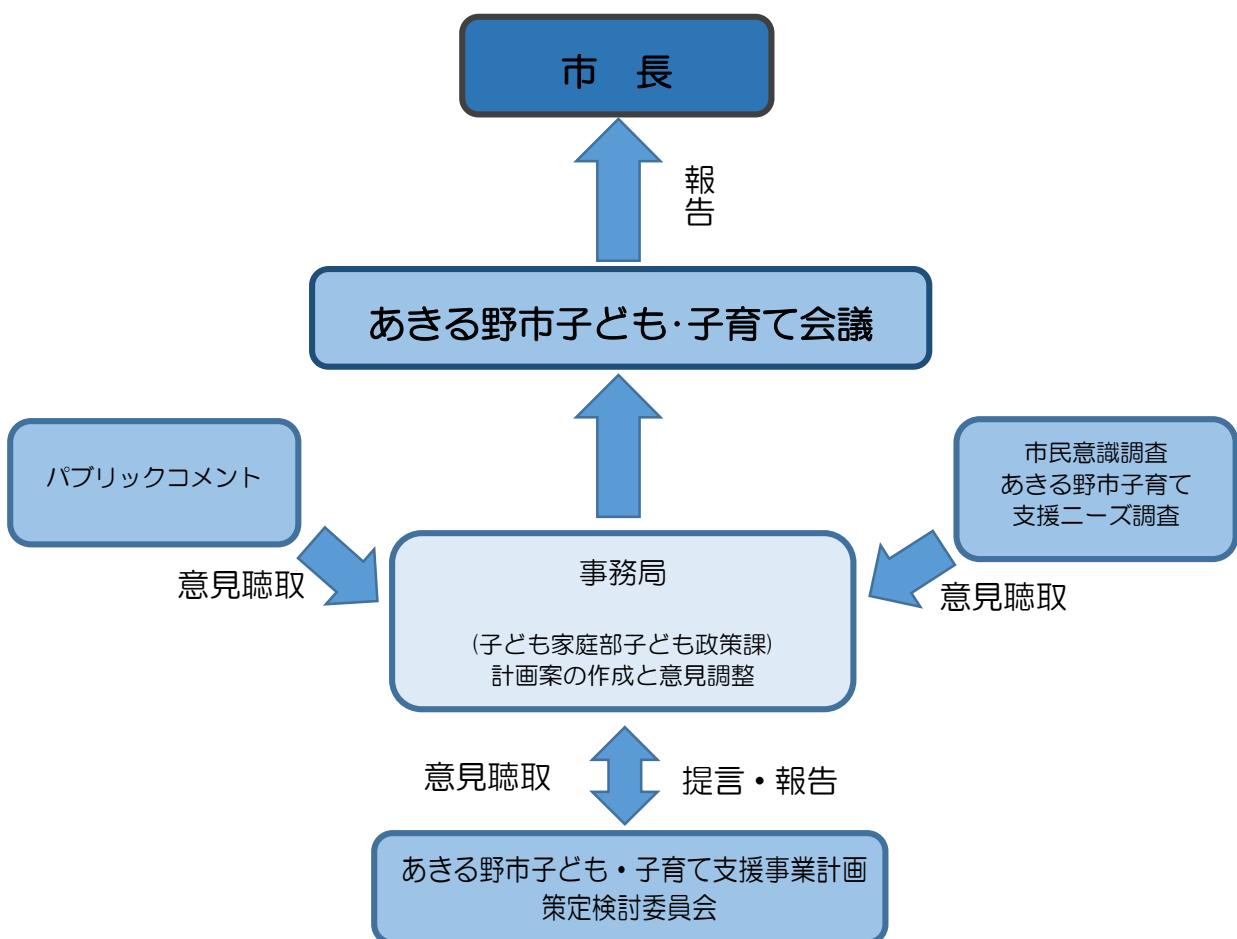
■PDCAサイクル



資料編

1 検討体制

本計画の策定に当たっては、子どものいる家庭の現状や子育てに関する意向を把握し、子育て・保育ニーズを反映した計画とするためのアンケート調査を行いました。また、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」の検討は、見識を有する者、市民の代表、子どもの保護者、保育・教育関係者、民生・児童委員の代表、保健医療関係者、事業所関係者からなる「あきる野市子ども・子育て会議」及び庁内関係部署の職員で組織する「あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会」で行いました。



- 2 あきる野市子ども・子育て会議条例
- 3 あきる野市子ども・子育て会議委員名簿
- 4 あきる野市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置要領
- 5 計画の策定経過